

・第 2 編

風水害対策編

◆第 1 章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

〔全 課〕

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

ア ひとたび発生すると大きな被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

イ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処するため、山地治山施設等の整備を推進する。
また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成を図る。

- (4) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (5) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

- (1) 風水害に強いまちの形成

ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの

評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（資料8－2参照）等、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について町地域防災計画に定める。また、名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

ウ 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、防災気象情報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置をとるよう努める。

エ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県の指定する洪水浸水想定区域等より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

オ 災害時において防災拠点となる公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の土砂災害に対する安全確保に努める。

カ 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに県へ報告を行う。また、その内容については、必要に応じて住民への周知を図る。

キ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を計画的に図る。

ク 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

ケ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(7) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて移転等も促進する等、風水害に強い土地利用を推進する。

(4) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスク情報を提供する。

(7) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留、浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊

水機能の確保を図る。

- (エ) 指定された浸水想定区域について、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
 - (オ) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について、本計画に定める。
 - (カ) 名称及び所在地を定めた(オ)の施設については、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法を定める。
 - (キ) 本計画において定められた水位情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
 - (ク) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備を促進する。
 - (ケ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
 - (コ) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策に努める。特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。
 - (サ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。
 - (シ) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
 - (ス) 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式を推進する。
- (2) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
- ア 風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - イ 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

ウ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

エ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(3) ライフライン施設の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道、電気、通信サービス等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

イ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(4) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理、輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

オ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

カ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ク 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(5) 地域住民による防災組織づくり

ア 各区の自主防災組織などとも連携し、町からの情報及び指示が住民一人ひとりに迅速に伝達できるようにする。

イ 住民への防災知識の周知

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の対応について、平常時から住民に周知し

ておく。

第2節 災害発生直前対策

〔総務課・観光経済課・地域整備課・消防課〕

町は、風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ防災気象情報の伝達体制、住民の警戒避難体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

防災気象情報の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に警戒避難活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく（本章第12節「避難の受入れ活動計画」参照）。
- (2) 指定されている指定緊急避難場所及び指定避難所について、日頃から住民への周知徹底するよう努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直す。
- (6) 町は「軽井沢町避難情報の判断・伝達マニュアル」に従い、適時・適切に災害の情報を発信し、住民の避難行動を支援する。
- (7) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それ以外の河川等についても、氾濫により住民の命の危険を及ぼすと判断したものは、警戒避難体制を構築するために、避難指示等の発令基準を設定する。また、安全な場所

にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て応援支援体制を整える。

3 災害未然防止活動

- (1) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 町は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。
 - ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
 - ・ 応急復旧体制の整備
 - ・ 防災用資機材の備蓄
 - ・ 水防活動体制の整備
 - ・ ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - ・ 災害に関する情報についての関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

〔総務課・税務課・消防課〕

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町は、関係機関と協力して、町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 災害時に迅速に災害情報・被害状況等を収集し、把握することができるよう、あらかじめ次の事項について定めておく。

ア 関係機関との連絡担当

イ 各地区の調査担当（町職員（担当課）・区長・消防団員等）

ウ 各施設等の調査担当（町職員（担当課）・施設等の管理者）

エ 調査情報の報告先及び報告ルート

オ 調査報告の目標時間

- (2) 各地区からの情報収集を円滑に実施できるよう、平常時から各区長との情報連絡体制の整備を図る。
- (3) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有及び連携に努める。
- (4) 町は、雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションによる土砂災害危険度等の情報収集体制を整備する。また、県、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。
- (5) 町は、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- (6) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 防災行政無線等の整備

- (1) 現在活用している防災行政無線や戸別受信機、電話応答サービス、メール配信サービス、電話・FAX配信サービスについては、計画的に設備更新を図っていく。また、関係機関の消防無線、県防災行政無線等の整備拡充及び設備更新については、設置機関に協力していく。なお、移動系無線については、衛星無線等への設備更新を検討する。
- (2) 戸別受信機にかわる防災行政無線を補完する情報伝達手段を研究し、連絡体制の構築を図っていく。
- (3) 役場と区長との間を双方向で結ぶ地域防災無線の導入については、今後その必要性につい

て検討していく。

- (4) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

3 非常通信無線局の確保

災害時において、有線電話等通常の連絡手段では対応することができないとき、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、電波法第52条の規定に基づき、町は防災関係機関の所有する無線を利用して情報伝達を行うことができる。

町は、非常事態に備え、無線を所有する町内の関係機関（資料3－2参照）とあらかじめ協議し、非常通信についての協力体制を確保する。

また、必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4節 活動体制計画

〔全 課〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、町は防災関係機関と連携し、平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

1 職員の動員配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に動員・配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事することができるよう、次の対策を実施する。

(1) 災害対策本部編制表の作成

「軽井沢町災害対策本部編制表（配置要員名簿）」を作成し、各体制ごとの配備すべき者を把握しておく。この編制表を必要に応じて配布又は要所への掲示をする。

なお、職員の異動等があった場合には速やかにこれを修正し、周知徹底を図る。

(2) 配備指令の伝達系統の確認

勤務時間外であっても、配備指令があったときには迅速な伝達が行えるよう、各職員は自分が伝達すべき職員の職氏名、電話番号（携帯電話を含む）等を常に把握しておく。

(3) 人材の育成・確保等

ア 応急対策全般への対応力を高めるため、国・県の研修制度等の活用、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

イ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 災害対策本部体制の整備

災害時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(1) 初動マニュアルの作成

初動期において、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した初動マニュアルを作成する。このマニュアルは、防災訓練の実施後の課題検討や行政組織の改革等、必要に応じて修正し、その都度周知徹底を図る。

(2) 本部の代替機能の確保

役場庁舎が被災し、使用不能となった場合、災害対策本部は中央公民館2階大講堂、軽井

沢消防署、スカップ軽井沢、観光振興センター等の町施設から、災害の状況に応じて適切な箇所を選択し、設置する。

3 複合災害への備え

町は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する必要がある。そのため、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

4 業務継続性の確保

町は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第5節 広域相互応援計画

〔総合政策課・総務課・観光経済課・消防課〕

町は、災害時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づく協力が得られるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

1 相互応援協定の締結等

町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。

(令和5年12月1日現在)

協 定 名	協定締結先	応 援 内 容	資料 番号
長野県消防相互応援協定書	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援	資 料 2－1
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設 オ 被災者の一時収容のための施設 カ 火葬場 (2) 人員の派遣 ア 救護及び応急措置に必要な職員 イ 消防団員 (3) その他 ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 イ ボランティアのあっせん ウ 児童・生徒の受け入れ (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	資 料 2－2
災害時の医療救護についての協定書	社団法人小諸北佐久医師会	医療救護班の派遣による医療救護活動	資 料 2－5
		(1) 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置	

災害時における郵便局と軽井沢町の協力に関する協定書	軽井沢町内の郵便局	(2) 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積所等としての提供 (3) 町が所有し、又は管理する施設及び用地の提供 (4) 郵便局又は町が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	資 料 2-7
地震等災害時の相互応援に関する協定	国際特別都市建設連盟加盟都市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあつせん (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあつせん (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項	資 料 2-4
災害時における放送要請に関する協定書	軽井沢エフエム放送株式会社	軽井沢エフエム放送株式会社の放送設備を使用した災害情報に関する放送	資 料 2-8
防災緊急割込み放送に関する協定書			資 料 2-8 の2
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープながの	応急生活物資の供給	資 料 2-8 の3
災害時における応急措置に関する協定書	軽井沢町建設業協会	災害時における応急措置への協力	資 料 2-10
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局、北陸地方整備局	各種情報の交換	資 料 2-11
災害時における災害関連物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	災害関連物資の供給協力	資 料 2-12
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書	有限会社軽井沢衛生企業 長野県環境整備事業協同組合	災害時における仮設トイレ及びその付属品の設置の協力	資 料 2-13
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	有限会社軽井沢衛生企業 長野県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協力	資 料 2-14
災害時における食料品等災害関連物資の	株式会社ツルヤ	災害時における食料品を中心とした物資の供給協力	資 料 2-15

供給協力に関する協定書			
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合佐久支部	災害時における石油類燃料の優先的供給の協力	資料 2-16
長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書	長野県 長野県市長会 長野県町村会	長野県外で大規模な災害が発生した場合における被災県等へ一体となって迅速かつ的確な支援	資料 2-17
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	一般社団法人 長野県LPガス協会 長野LP協会 佐久支部	災害時における避難所等へのLPガスの優先供給及びLPガス機器の設置を含む供給設備工事、保安要員の動員	資料 2-18
災害時における復旧作業等協力に関する協定書	信濃町	長野県市町村災害時相互応援協定を補完し、被災自治体からの要請による生活路線等応急復旧作業の実施、建築資機材及び技術者の派遣	資料 2-19
災害時における支援活動の協力に関する協定書	軽井沢青年会議所	災害時における応急対策実施時の人員の応援、会員の所属する事業所からの支援物資の調達及び全国青年会議所への支援要請窓口とその対応	資料 2-20
災害時における復旧作業等協力に関する協定書	飯山市	長野県市町村災害時相互応援協定を補完し、被災自治体からの要請による生活路線等応急復旧作業の実施、建築資機材及び技術者の派遣	資料 2-21
災害時における復旧工事のための調査、測量及び設計業務に関する協定書	一般社団法人 長野県測量設計業協会東信支部	災害発生時の復旧工事のための調査、測量及び設計業務に関する協定	資料 2-22
災害時における水道施設等の応急措置に関する協定書	軽井沢水道協会	災害発生時に水道施設応急復旧工事のための措置に関する協定	資料 2-23
災害時相互応援協定書	安中市	災害時における必要な食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬及び譲与機材貸付け等、被災市・町から応援市・町に対し要請のあった事項	資料 2-24
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	一般社団法人 長野県建築士会佐久支部	災害時における町が使用する本部施設及び避難施設等に対して応急危険度判定の実施	資料 2-25
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定書	ヤマト運輸株式会社長野主管支店	(1) 物流集配拠点等から避難所等への救援物資の配送 (2) 物流集配拠点等の運営及び運営に必要な資機材の提供	資料 2-26

災害時における相互協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所	(1) 停電や被害情報等必要な情報を相互に共有 (2) 災害時に支障となり得る樹木の事前伐採についての相互協力 (3) 復旧活動に必要な物資や機材の集積場所として町が所有する用地の提供	資 料 2-27
災害時における飲料水の供給に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における飲料水の優先供給協力	資 料 2-28
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	長野三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	停電した町施設等への電動車両の大容量バッテリーを用いた電力供給協力	資 料 2-29
災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	町が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減等情報伝達の協力	資 料 2-30
感染症対策における支援協力に関する協定書	戸塚酒造株式会社	手指消毒用の高濃度アルコール製品の製造、優先供給協力	資 料 2-31
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書	株式会社プリンスホテル	特に配慮が必要な方の避難所の確保、入浴、食事の提供協力	資 料 2-32
大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社 しなの鉄道株式会社	帰宅困難者を避難誘導する際の相互協力	資 料 2-33
災害時等における対策支援に関する協定	ユーグループ	防災拠点や避難所の提供、災害対策車両等の貸与	資 料 2-34
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の優先供給協力	資 料 2-35
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会佐久支部	町が管理する公共施設における被災箇所の応急措置、障害物の除去等	資 料 2-36
災害時等における自立型施設の賃貸借に関する協定	株式会社マツザワ瓦店 株式会社ライジングフィールド	応急対策に必要な自立型施設の賃貸借	資 料 2-37
災害等発生時における支援を必要とする児童の受け入れに関する協定	社会福祉法人法延会児童養護施設軽井沢学園	災害等発生時における保護者による養育が一時的に困難になった児童の避難所の確保及び速やかな避難	資 料 2-38

災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社	(1) 町の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供 (2) 東日本電信電話株式会社の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置 (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項	資料 2-39
--------------------	-------------	---	------------

2 相互応援体制の整備

- (1) 締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。
- (3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

3 広域防災拠点の確保

- (1) 町は、大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。
- (2) 相互応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

4 その他町内企業及び団体等との協力体制の整備

町内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、町は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、町が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

第6節 救助・救急・医療計画

〔総務課・消防課・軽井沢病院〕

町は、救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生状況、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有及び連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備等

- (1) 消防団詰所、孤立の可能性のある区や地区の拠点となる二次避難所指定施設等への救助・救急用資機材の備蓄に努める。
- (2) 平常時から住民に対して、資機材の使用方法及び応急手当の指導を行う。

〔佐久広域連合消防本部〕

- (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。
その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- (2) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (3) 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。
- (4) 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
- (5) 家庭、施設、事業所等に応急救急資機材、バール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励する。
- (6) 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材の取扱いマニュアルに基づく訓練の指導を行う。

2 医療用資機材等の備蓄

- (1) 災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、民間業者等の協力が得られるようあらかじめ協議する。
また、近隣市町村からの調達体制についても、あらかじめ整備を図る。
- (2) 医療機関及び地区の拠点となる二次避難所指定施設等における医薬品等の備蓄に努める。

〔関係機関〕

- (1) 日本赤十字社長野県支部、小諸北佐久医師会、災害拠点病院（佐久医療センター）は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図り、また、迅速で効率的な供給体制につ

いて関係機関とあらかじめ調整を図るものとする。

- (2) 長野県医薬品卸協同組合は、次に掲げる事項を行う。

ア 各業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築に努める。

イ 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。

ウ 使用施設の風水害に対する安全性に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

重篤患者など町及び町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院（長野県厚生農業協同組合連合会佐久医療センター）との連携体制を整える。

〔関係機関〕

- (1) 日本赤十字社長野県支部、小諸北佐久医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。
- (2) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久医療センターは、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。
- (4) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

4 消防、医療その他関係機関相互の連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等からの情報を迅速に入手することが不可欠である。このためには、情報伝達ルートの多重化、情報収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立しておく必要がある。

〔佐久広域連合消防本部〕

- (1) 消防機関・医療機関相互の連絡体制

圏域における救急医療体制の充実を図るため、各機関が協力して、災害時の多数傷病者事故等の対応の研究等を進めるとともに、平常時から、佐久広域連合消防本部と医療機関等、機関相互の連携体制を強化推進するものとする。

- (2) 近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備するものとする。

第7節 消防活動計画

〔総務課・消防課〕

町は、大規模災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（佐久広域連合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（町消防団）により構成されており、その整備状況は資料5のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備について年次計画をたてその強化を図るものとする。

また、整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

消防施設等の現状は、軽井沢消防署（消防団本部）庁舎を中心に町内12箇所の各部ごとに消防詰所の建物と消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ付水槽車等を有し、即応体制をとっている（資料5－4参照）。

消防水利の確保については、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする（資料5－5参照）。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防の他、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、入団希望者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(7) 消防団員の技術向上

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要な応じ派遣する

ほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

(イ) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(ロ) 消防団への参加促進

消防団への入団希望者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(4) 応援協力体制の確立

「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料2－2参照）及び「長野県消防相互応援協定」（資料2－1参照）に基づき、佐久広域連合消防本部と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

(5) 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第8節 水防活動計画

〔総務課・地域整備課・消防課〕

町は、町域を洪水等の水害から守るため、水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、資機材の整備、消防団の組織整備を進める。

1 水防計画

町は、集中豪雨等により、水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防箇所周辺の立竹木、木材等洪水時に使用できる資材の確認（資料6－1参照）
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡体系の整備及び警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 水防資機材搬送手段の確立
- (7) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (8) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (10) 指定された浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (11) 次に掲げる事項の本計画上での規定
 - ア 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地
 - イ アに該当する施設の水位情報等の伝達体制の整備
- (12) 次に掲げる事項を重点とした水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関等との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (13) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

〔住 民〕

日ごろから河川や側溝の清掃を行い、土砂、ごみ、樹木等流れを妨げる障害物を取り除くよう努めるものとする。

2 水防資機材整備点検の実施

町水防庫の整備点検の実施については、梅雨前、台風期前に行うものとし、管理責任者は備蓄物資受払簿を備えて出納の記録を行う。

なお、災害に使用した備蓄物資は、速やかに補充する。

3 消防団の活動体制の整備

本町では、消防団が水防団を兼ねているため、水防活動実施時には消防団の力によるところが大きい。このため、本章第7節「消防活動計画」に定めるとおり、消防団の組織力向上のため、必要な対策を講ずる。

なお、前記1(2)アの重要水防箇所の把握に当たっては、その箇所ごとに消防団の担当を定め、平常時から定期的に巡視に当たる。

第9節 要配慮者支援計画

〔保健福祉課・住民課・軽井沢病院〕

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設（資料8－2参照）については、避難誘導等について対策を講ずる。

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び住民支え合いマップ等（以下「支え合いマップ等」という。）に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

ア 町は、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

ウ 避難行動要支援者名簿に係る事項を次のとおり定める。

(7) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- ・ 軽井沢消防署
- ・ 軽井沢町消防団
- ・ 軽井沢警察署

- ・ 民生児童委員
- ・ 軽井沢町社会福祉協議会
- ・ 自主防災組織
- ・ 軽井沢町防災関係部局

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件とする。

- ・ 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けており、該当要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3以上の者
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳を保持する者のうち、障害者等級が1級から2級までの者
- ・ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がA1又はA2の者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級の者
- ・ 65歳以上の者のうち、掲載を希望する者
- ・ その他特別な事情により避難行動要支援者名簿に掲載を希望する者

(ロ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に関する次の事項を避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、防災関係部局は対象者の把握に協力するとともに、必要があると認めるときは、関係都道府県知事及びその他の者に対して情報提供を求め、避難行動要支援者の情報入手に努める。

- ・ 氏名（フリガナ）
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする理由
- ・ 前記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ハ) 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(3) 支え合いマップ等による個別避難計画の作成

町は、防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、支え合いマップ等により個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、支え合いマップ等については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、その活用を支障が生じないよう、支え合いマップ等情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、支え合いマップ等の作成に努める。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、支え合いマップ等の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

ア 町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行う。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

イ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り避難行動要支援者名簿を提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

(5) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合は、地域の特性も踏まえ、円滑

に避難行動がとれるよう配慮する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(7) 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(8) 支え合いマップ等の事前提供

町は、消防機関、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ支え合いマップ等を提供する。また、支え合いマップ等の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、支え合いマップ等情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(9) 避難行動要支援者への配慮

町は、支え合いマップ等が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(10) 地区防災計画との調整

町は、地区防災計画が定められている地区において、支え合いマップ等を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、地区防災計画と支え合いマップ等の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(1) 指定避難所の整備

ア 町は、災害時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 町は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された介護福祉施設、障がい者支援施設等を、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等要配慮者が避難する福

社避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生福祉委員や自主防災組織等地域の支え合いの協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

(6) 支援協力体制の整備

町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設の管理者との連携

町は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携するとともに、次の事項について協力を求める。

(1) 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災施設等の整備

要配慮者が利用する施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他生活必需品の備蓄を推進する。

(3) 組織体制の整備

要配慮者が利用する施設の管理者は、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やNPO・ボランティア、近隣施設等との連携を

図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育及び避難誘導方法の確立

ア 要配慮者が利用する施設の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

イ 町は要配慮者が利用する施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

ア 他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

イ 災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、地元自治会組織・自主防災組織との間で避難支援等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

ウ 福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、要配慮者が利用する施設の管理者は、積極的に協力する。

(6) ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう、担当部署の調整や協定の締結等に努める。

4 病院入院患者等対策

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。

このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

- (1) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (2) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

町は、本計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同

計画の確認を行う。

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

町は、指定された浸水想定区域について、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、水位情報等の伝達方法、指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、町は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

第10節 観光客及び外国人住民等対策計画

〔住民課・観光経済課・消防課〕

本町は、全国でも有数の保健休養地であり、毎年多くの観光客を迎えていることから、観光客等の安全確保について考慮した災害予防対策が不可欠である。また、海外からの観光客や外国人住民の滞在者、定住者も多いことから、町は、これらに配慮した対策を講じていく。

1 観光客等の実態の把握

町は、ホテル、旅館等宿泊施設の数及びそれぞれの施設の設備状況、最大受入可能人員等を常に把握しておく。また、宿泊施設の管理者等との情報連絡体制を確立し、緊急時には宿泊滞在者の実態が把握できるよう努める。

2 観光地での観光客の安全確保

- (1) 町は、観光施設の管理者にも働きかけ、自主防災組織の設置など、災害時における観光客に対する避難誘導を行う体制の整備をする。
- (2) 町は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

3 防災に関する広報

(1) 避難所等の標示

地理に不案内な者でも避難所等がすぐに分かるよう、指定避難所等に案内板を設置する。
標示に当たっては、複数の外国語を併記する。

(2) パンフレット等による周知

多言語版防災リーフレットの作成・配布や、観光パンフレット等の活用により、避難所の位置や町における災害の特徴とその注意点や心得について周知する。

4 情報伝達体制の整備

(1) 災害広報体制の整備

町内には膨大な数の別荘等がある。所有者はそれぞれの都合により、不定期に滞在するため、その実態を把握することは困難である。また、「保健休養地」という観点から、別荘地への防災行政無線（同報系）による広報や、戸別受信機の設置による広報も難しい。

このため、災害時には、広報車による巡回と町職員・消防団等による戸別巡回の組み合わせによるところが大きい。

町は、防災行政無線（同報系）による伝達可能範囲を把握し、死角となる区域について、迅速かつ効率よく情報伝達できるよう、体制を整備しておく。また、外国人住民、外国人旅行者への情報提供についても配慮する。

(2) 通訳者等の確保

外国人住民、外国人旅行者に対し、正確な情報を伝達することができるよう、平常時からボランティア等と連携し、通訳者等を確保する。

5 観光客、外国人住民、外国人旅行者等対策

外国人住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国人住民に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める。

また、観光地の観光案内所等における災害時の避難誘導體制を整備するとともに、滞在地の地理に不案内な観光客、外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する。

さらに、外国人住民や観光客等に対する指定緊急避難場所の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

第11節 緊急輸送計画

〔総務課・地域整備課・消防課〕

町は、大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等を受け、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前対策を確立する。

1 緊急輸送道路の指定

- (1) 町は、軽井沢警察署及び他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送道路（資料 7－1 参照）を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。
- (2) 町は、放置車両や立ち往生車両の発生により、緊急車両の通行の妨げが生じる場合は、県に協力を依頼し、災害対策基本法第76条に基づく運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行う体制を構築しておく。

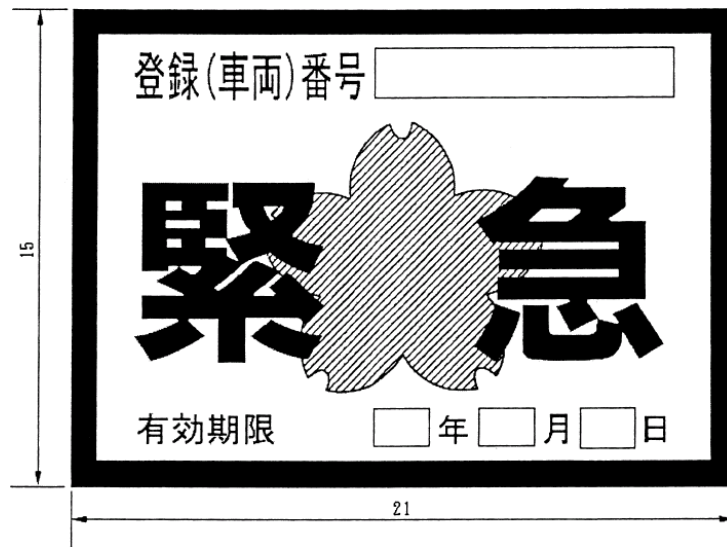
2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点（資料 7－2 参照）を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。なお、指定にあたっては指定避難所と競合しないよう努める。

3 輸送車両の確保

- (1) 町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の確認を受ける。
- (2) 県の確認を受けた車両については、緊急通行車両等の標章及び確認証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 関係業者等との連携

ア 緊急輸送物資に必要なバス・トラック等の車両調達について、町内の関係業者等との連携を図り、必要に応じて協議を行い、協力体制を確保しておく。

イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への輸送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この場合、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

ウ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等への環境整備を図る。なお、町では、燃料の優先的かつ安定的な供給のため、長野県石油商業組合佐久支部及び長野県石油商業組合と「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」（資料2－16参照）を締結している。このため、それぞれの事務担当者名簿など必要な情報交換や災害対策に関する協議を行うなど、この協定が円滑に実施されるよう協力体制を整備する。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を受けることができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

4 障害物の処理体制の整備

- (1) 軽井沢町建設業協会との「災害時における応急措置に関する協定」(資料2-10参照)により道路通行上支障となる障害物の除去や森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、体制を整備する。
- (2) 障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておく。

第12節 避難の受入れ活動計画

〔全 課〕

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、町は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

1 避難計画の策定等

(1) 避難体制の整備等

ア 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 町が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者等と協力し、計画を策定するよう努める。

ウ 町は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は、県と協力して行う。

エ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（資料8－2参照）に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

オ 町は、県と連携して、地域住民の声掛けにより避難情報が共有され、避難行動が促されるよう、「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

カ 町は、佐久保健所との連携の下、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報紙等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感

染症の対応に関する情報を提供する。

(2) 避難計画の作成

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法

ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所（資料 8－1 参照）の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給食措置

(4) 給水措置

(7) 毛布、寝具等の支給

(2) 衣料、日用品の支給

(4) 負傷者に対する救急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

(7) 避難受入れ中の秩序保持

(4) 避難住民に対する災害情報の伝達

(7) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(2) 避難住民に対する各種相談業務

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(7) 平常時における広報

a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

b 住民に対する巡回指導

c 防災訓練等

(4) 災害時における広報

a 広報車による周知

b 避難誘導員による現地広報

c 住民組織を通じた広報

なお、町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(3) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者と町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、別に定める規定に従いあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(4) 帰宅困難者等対策

町は、帰宅困難者等を住民票の有無等にかかわらず安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

〔関係機関〕

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び町の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

〔住 民〕

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - ア 家の中でどこが一番安全か。
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
 - エ 指定緊急避難場所及び指定避難所はどこにあるか。
 - オ 避難する場合の道路（避難路）はどれにするか（極力複数を決めておく。）。
 - カ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
 - キ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - ク 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所の確保

町は、災害の危険が切迫した場合には、住民の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく必要がある。

- (1) 町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避

難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、町地域防災計画に掲載する。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

災害時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

- (1) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (5) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (6) 町は、前(5)の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、支え合いマップ等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (7) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、水道等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (10) 避難所の感染症対策については、本編第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、保養所、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備のほか、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- (13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

- (14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避

難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制の確立に努める。なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (17) 指定避難所の運営については「軽井沢町避難所運営マニュアル」による。
- (18) 町は、防災訓練時の避難所運営訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。その際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (21) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (22) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (23) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

4 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため、町は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校等における避難計画

災害時、小学校、中学校、高等学校及び保育園・幼稚園（以下「学校等」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長・幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 避難計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。この場合、計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ロ) 町、町教育委員会、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (ヘ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ト) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (チ) 児童生徒等の救護方法
- (リ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (ニ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (ホ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ヘ) 防災訓練の回数、時期、方法
- (ト) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (チ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (リ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 避難計画の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (7) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にすること。
- (4) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にすること。
- (5) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できること。
- (8) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できること。

6 在宅避難者等の支援

次の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

- (1) 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。）
- (2) 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。）

加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

町は、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、り災証明書の発行手続、指定避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第13節 孤立防止対策

〔総務課・観光経済課・地域整備課・消防課〕

町は、災害時の孤立地域をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

現在の防災行政無線（同報系）は、双方向通信も可能なデジタル波方式の機器に計画的に既存設備の更新を予定している。既存設備の更新後には、音達エリアの状況、孤立予想地区、災害の危険性等防災対策上屋外拡声子局が必要な場所には、増設についても検討していく。また、防災行政無線を補完し、より多くの方に情報が届く戸別受信機にかわる情報伝達手段を研究し、連絡体制の構築を図っていく。

2 災害に強い道路網の整備

町内には狭隘な道路も少なくなく、土砂崩れ等により交通が遮断される危険性のあるところがある。しかし、地形上の制約、用地の問題等のため、道路拡幅等の改良工事の実施が困難であるところが多い。

今後も、県等関係機関の協力を得て、道路整備を計画的に実施するとともに、代替路線の確保に努める。

3 避難所の確保

孤立予想地区には、災害の状況や地域の実情に即した避難できる場所を確保しておく。また、その施設の安全性の確保については、十分な対策を講ずる。

4 備 蓄

町では町備蓄倉庫に計画的に備蓄を行っているが、孤立時には備蓄物資の供給ができない事態も考えられるため、災害時備蓄品確保に関する基本方針（資料9－2参照）により、孤立の可能性のある地区の避難所等への分散備蓄に努めるものとする。

また、住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。

ホテル・旅館等宿泊施設の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

崩落、土石流等による孤立予想地区

地 区 名	理 由
峠 町 (該当 6 世帯)	風水害時の土砂崩落、倒木により通行できないことが予想される（群馬、長野県境に位置する。）。 県道133号（旧軽井沢・軽井沢停）は通行止などの例はないが、町道三度山線は大雨が降るたびに道路の決壊、崩落が発生している。なお、宿泊施設はないが、見晴台への観光客は少なくない。
小 瀬 (該当14世帯)	昭和57年風水害により、中軽井沢小瀬線、有料道路の白糸ハイランドウェイが白糸の滝付近をはじめ至るところで発生した土砂崩落により、数日の間孤立したことがある（倒木も多数）。 小瀬付近は、小瀬温泉ホテル、アンシェントホテル浅間軽井沢、長日向のふれあいの郷分譲地、ライジングフィールド軽井沢（キャンプ場）があり、観光客の孤立も考えられる。
茂 沢 (該当65世帯)	集落の中央を茂沢川が流れており、左岸と右岸に分かれて生活している。この地区の県道豊昇・茂沢・中軽井沢停車場線では大雨のたび崩落をくり返している（傾斜地のうえ土が崩れやすい。）。 平成13年の台風15号では2名が土砂崩落により死亡した。ひとたび大雨が降ると、上流にあるゴルフ場、小河川の水が全部茂沢川に集中し、増水する。 町道 3 号（追分茂沢線）等も崩落、増水により孤立する可能性が高い。
そ の 他	旧軽井沢（太陽の森、せせらぎの里等）、レイクニュータウンなど、各分譲地についても、孤立する可能性がある。

浅間山噴火による孤立予想地区

地 区 名	理 由
峠 の 茶 屋 千ヶ滝東区	噴火による降灰、噴石により道路が通行不能となり、避難ができず、一時的に孤立する可能性がある。
中軽井沢（一般 国道146号西側 地区）	天仁噴火の際、追分火砕流が発生し、追分、三ツ石、大日向、借宿等の地区が孤立した。 沓掛泥流により湯川が氾濫し、町内が中軽井沢付近で分断される。

第14節 食料品等の備蓄・調達計画

〔総務課・保健福祉課〕

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、周辺の道路状況によっては7日分程度を、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量や方法を定め、対応を図ることとする。方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとする。

また、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 約1,000人の3日（9食）分程度を目標とし、クラッカー、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に、保存期間が5年程度のものを災害用備蓄品整備計画に基づく非常用食料の備蓄を実施し、計画的に数量を更新する（資料9－1参照）。
- (2) 備蓄食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、台帳等の整備を行い在庫量の確認を行う。
- (3) 町は、県や周辺市町村と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時において備蓄食料の供給を円滑かつ効率的にできるように努めるものとする。
- (4) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ、食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図る。
- (5) 過去の大規模災害の教訓から、被災者のニーズは多様となるため、それらに極力応じることができるよう、食料品販売業者等協定締結先と災害時における食料品の供給を円滑、効率的にできる体制を構築しておくこととする。

〔住 民〕

「自らの命は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、周辺の道路状況によっては7日分程度の食料（クラッカー、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成

に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

2 食料品等の供給計画

- (1) 救援食料の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。また、炊き出しに必要な調味料や食器等の備蓄・調達についても考慮する。
- (3) 町は、食料品を取り扱う民間企業と食料品を中心とした物資の供給に関する協定の締結（本章第5節及び資料編参照）を締結しており、平常時より連携強化に努める。

第15節 給水計画

〔総務課・上下水道課・消防課〕

町は、飲料水の確保について、清浄な水の確保が可能な上水道、簡易水道、専用水道等の水源地を把握し、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、町は被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

なお、家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、町のみでは飲料水の給水が困難な場合など、通常想定できる規模を超える災害については、県に対し協力を求めることとする。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 災害用備蓄品整備計画（資料9－1参照）に基づき、非常用給水袋（100 ）及び給水用ポリタンクを町備蓄倉庫に備蓄する。
- (2) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (3) プール等飲料水以外の貯水状況を把握しておく。

〔住 民〕

- (1) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (2) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (3) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 給水タンクによる給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点をあらかじめ想定しておく。

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

〔総務課・保健福祉課〕

災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、町は、災害に備えて、次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

- 寝具（タオルケット、毛布等）
- 衣類（下着、靴下、作業衣等）
- 炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）
- 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 災害用備蓄品整備計画に基づき、町備蓄倉庫に必要な物資を備蓄する。（資料9－1参照）
- (2) 町は、避難所等における感染症予防対策として、次の物資を備蓄する。
 - ・マスク ・非接触型体温計 ・フェイスシールド
 - ・アルコール消毒液 ・感染予防着（ガウン） ・パーテーション
- (3) 災害時において、町備蓄品目以外の物資が必要な場合、又は町備蓄品目であっても数量が不足する場合には、生活必需品等必要となる物資の供給協力に関する協定（本章第5節及び資料編参照）に基づき、協定先に支援を要請し調達することとなる。これら協定の運営が円滑に推進するよう平常時から必要な情報交換を行うなど連携強化に努める。

〔住 民〕

住民は、災害に備えて、生活必需品のほか、食料・水・携帯ラジオなど、災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え、非常持ち出し袋等の準備を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 生活物資の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入れ体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

〔総務課・消防課〕

大規模災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、町は、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設（資料12参照）については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 化学実験室等を有する学校、企業など、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

エ 立入検査等において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の整備促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

〔危険物施設を有する事業所等〕

- (1) 消火薬剤等の資機材の整備をする。
- (2) 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。
- (3) 災害発生時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。
- (4) 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

2 その他危険物施設等災害予防

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第18節 ライフライン施設災害予防計画

〔総務課・地域整備課・上下水道課・消防課〕

上下水道及び電気施設等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、町は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設の整備

- (1) 施設の安全性の充実
 - ア 老朽管等の布設替を進める。
 - イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
 - ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。
- (2) 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施
 - ア 次の事項について水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。
 - (ア) 指揮命令系統の確立
 - ・職員の非常招集
 - ・情報伝達の確保
 - ・班編成の強化
 - (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
 - (ウ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

- (エ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法
- (オ) 応急復旧活動内容の周知方法
- (カ) 施設管理図面等の管理及び活用方法

イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

(3) 応急復旧応援受入れ体制の整備

次の事項について、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

2 下水道施設等の整備

(1) 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておく。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(2) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(3) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

(4) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

(5) 農業集落排水処理施設の有効利用

利用されなくなった農業集落排水処理施設については、防災用備蓄倉庫及び防火水槽として整備し利用する。

3 風倒木等に係る停電予防対策

住民、町、県及び事業者がそれぞれの役割の下で互いに協力し、停電被害を未然に防ぐとともに、停電が発生した場合において被害を最小限にするため「佐久地域停電対策協議会」において策定した「風倒木等に係る停電対策要領」により具体的な対策を推進するものとする。

(1) 停電に備えた対策

ア 住民は、長時間の停電等に備えるため、日頃から電気がなくとも対応できる防災関連備品（非常食、携帯型ラジオ、自家発電機等）の備蓄に努める。

イ 町、県及び事業者は相互の連絡窓口、連絡網の整備を図る。

ウ 町、県及び事業者は、災害時（停電時を含む。以下同じ。）に通話可能な専用の電話回線の整備を図る。

エ 町、県及び事業者は、所有する停電時対応資機材（自家発電機等。以下同じ。）の情報を関係各機関へ提供する。

オ 事業者は、町・県へ停電情報を提供する際に使用する地図等の資料を整備しておくものとする。

カ 事業者は、倒木被害等に対処するため、ハード対策の強化（架線の太線化の試行、電話線の地中化等）に努める。

キ 事業者は、大規模停電被害に対処するため、あらかじめ既存のマニュアル等の見直しを図る。

(2) 樹木の管理

ア 住民は、所有する樹木が災害の原因となることを認識し、平常時より樹木の適切な管理に努めるとともに、町及び事業者・県の伐採等の依頼・助言に協力していく。

イ 町、県及び事業者は、道路（事業者においては架線等）のパトロール時において、支障木の所有者に対して伐採等の依頼を行う。また、必要に応じ、関係機関は合同でパトロールを実施するとともに、支障木の所有者に対する伐採等の依頼を合同で行う。

ウ 町、県及び事業者は、樹木管理が特に必要と思われる地域を対象に、住民向け説明会を開催する。

エ 事業者は、町及び県の協力の下、樹木管理のための住民向けパンフレット類を作成するものとする。作成したパンフレット類の配布に当たっては、住民向け説明会時や、各戸における検針時、町へ配布を依頼する等、効果的な場所や手段を考慮する。

オ 町・県は、樹木の適正管理についてホームページや広報への掲載を行い、住民への呼びかけを実施する。

カ 町は、事業者において作成されたパンフレット類を、建築確認申請時や住民登録時等、住民と接する機会を通じて適宜配布し樹木の適正管理について啓発する。

第19節 災害広報計画

〔総務課・情報推進課・消防課〕

災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。このため、町は、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備等を行う。

1 被災者への情報の提供体制

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファクス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 現在活用している防災行政無線の施設の整備に努める。また、災害時に対応する予備電源を確保する。
- (3) 災害情報共有システム（Ｌアラート）、防災行政無線、メール配信サービス、電話応答サービス、電話・ＦＡＸ配信サービス、ホームページ、ＳＮＳ、ＦＭ放送等を使用できる体制を整備し、住民に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (5) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

〔総務課・観光経済課・地域整備課・消防課〕

町は、その地形等の状況から土砂災害等が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂流や急傾斜地崩壊による被災が懸念される。これら土砂災害を防止するため、国、県、町及び関係機関等が中心となり土砂災害警戒区域等を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる必要がある。特に、他市町村における事例から要配慮者利用施設が土砂災害による被害を受け、多数の犠牲者が発生していることを教訓として、このような施設が所在、又は隣接している土砂災害警戒区域等については、重点的な対応が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が全国的にも見受けられる。このような事例から町においても土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への開発については、県と共同し適切な指導を行うこととする。

1 土砂災害情報相互通報システム整備事業の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害に関する情報について町と住民との間の相互通報システムの整備を図る。なお、県では、県ホームページの中に河川砂防情報ステーションを開設し、土砂災害についての情報提供を行っている。

- (1) 土砂災害危険区域の位置、地形、地質等に関する情報提供（防災マップ等の作成・配布）
- (2) 土砂災害に関する情報を住民から受ける通報システムの整備
- (3) 県から伝達される土砂災害をもたらす雨量等の情報を住民に伝達するための通報システムの整備

2 山地災害危険地区対策

町は、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

3 土石流対策

- (1) 土砂災害警戒区域（土石流）等の周知

町は、県と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等として指定された地域の住民に指定の状況、気象警報・注意報等の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を周知するため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布する。また、住民も土石流による災害に対して知識を深め、自らの責任として、平常時より避難施設や複数の避難路を確認するなど、減災に努める。

- (2) 警戒避難体制の整備

ア 町は、防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等として指定された箇所での、土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるよう、発令基準及び伝達方法等の整備を推進する。

(3) 砂防事業の推進

町は、土砂災害警戒区域等として指定された箇所の減災対策を推進するため、砂防指定区域の指定や対策工事の推進を県に要請し、砂防事業の推進を図っていく。

4 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）等の周知

ア 土砂災害警戒区域等の周知

町は、県と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊に対する土砂災害警戒区域等として指定された地域の住民に指定の状況、気象警報・注意報等の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報をまとめ防災マップ等として配布する。また、住民も急傾斜による災害に対して知識を深め、自らの責任として、平常時より避難施設や複数の避難路を確認するなど、減災に努める。

イ 情報の収集等

町は、県と連携して、急傾斜地の崩壊等につながる情報の収集に努め、住民から土砂災害警戒区域等の異常に関する通報があった際には、県と協力し適切な対応を行う。

(2) 急傾斜地崩壊対策の推進

町は、土砂災害警戒区域等として指定された箇所で崖崩れが発生するおそれのある土地があるときは、県に対して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発する行為の規制を行うよう要請する。また、必要に応じて所有者、管理者等に対して防災工事の実施に関する勧告を行うよう要請する。

(3) 情報の収集・伝達体制の整備

町は、防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

〔関係機関〕

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、町に緊急連絡ができるようにする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策（資料8－2参照）

(1) 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等については、防災マップの配布、研修会の実施及び避難訓練等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して災害危険箇所等の周知に努める。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保

するため、その名称、所在地及び防災気象情報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。

6 土砂災害警戒区域等の対策

- (1) 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制の整備を図っていくこととする。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備にも努める。
- (2) 町は、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を県等と協力して適正な対応を図っていく。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 県の是正勧告に基づく移転者への危険住宅の除去費、動産等移転費等災害危険住宅移転事業による支援及び相談窓口の確保

- (3) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、その設置者に対して、警戒避難体制の構築等について助言を行う。

7 住民が配慮すべき事項

- (1) 住民は、平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、直ちに町、警察署等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等の避難行動ができるように努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について町、県に助言を求め、施設設置者の責任において、必要な計画を策定する。

第21節 建築物災害予防計画

〔総務課・地域整備課・消防課・生涯学習課〕

町は、強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

2 建築物の水害対策

出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。

3 定期報告制度の推進

学校、病院、ホテルなど建築基準法第12条に基づく定期報告の対象建築物等の所有者又は管理者に対する案内等の制度を効果的に運用することにより改善指導の強化を図る。

4 建築物の維持保全の促進

定期報告対象建築物が常時、安全上、防火上、避難上、及び衛生上適切な性能を確保するよう、所有者等に対し維持保全に関する計画の作成とその適正な実施を指導する。

5 市街地の再開発の推進

- (1) 土地の合理的利用と都市機能の更新と併せ、計画的な市街地の防災化を促進する。
- (2) 不良住宅地及び住環境の整備が遅れている地区においては、環境の改善と併せ市街地の防災化を促進する。

6 文化財の災害予防対策

有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、落雷、火災などの災害が予想されるが、建造物、美術工芸品、民俗資料等は可燃物が多いことから、防火対策を最重点にそれぞれの文化財の性質、形状に応じその保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく。

- (1) 全般的な対策の推進

町は、各種文化財の防火を中心とした保護対策を推進するため次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 文化財に対する町民の防災思想と、愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- イ 所有者に対する管理保護についての指導と助言
- ウ 防災施設設置事業の推進とそれに対する助成措置
- エ 区域内の文化財の所在の把握に努めること

(2) 文化財の防火対策

町は、文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するよう指導し、所有者に理解を得られないときは、町で対応をする。

ア 火災予防体制の確立

- (7) 防火管理体制の整備
- (4) 環境の整理整頓
- (7) 火気の使用制限
- (エ) 火災危険の早期発見と火災警戒の実施
- (カ) 自衛消防組織の確立とその訓練
- (カ) 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底

イ 防火設備の整備

- (7) 消 火 施 設 消火器・簡易消火用具・消火栓・放水銃・スプリンクラー設備・ドレンチャー設備・動力消火ポンプ等
- (4) 警 報 設 備 火災報知器・火災警報器・非常警報設備・消防機関への通報設備等
- (7) その他の設備 避雷装置・消防用水・消防隊進入通路・防火壁・防火戸等

第22節 ため池災害予防計画

〔地域整備課〕

町内には、老朽化したため池があるが（資料6－5参照）、洪水等により、万一、これらが決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。

このため、町は、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、必要に応じて防災工事等を実施する。

1 施設の管理等

- (1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。
- (2) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (3) 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。
- (4) ため池が大雨等により万が一決壊した場合を想定し、受益者管理団体と平常時から協議を行い、その対応に関する情報を共有する。
- (5) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

〔管理団体〕

- (1) 非常事態が発生した場合、直ちに町に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- (2) 定期的にため池サポートセンターと連携し、点検を実施して施設の状況について調査するとともに、町に点検結果を報告する。

第23節 農林産物災害予防計画

〔観光経済課〕

風水害による農林関係の被害は、野菜、水稻、果樹等の冠水・倒伏による減収、田畑等の流失、ハウス施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病虫害発生や生育不良、家畜の斃死被害なども予想される。

町は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業者等に対し次の予防技術対策について周知徹底を図る。

(1) 野菜及び花き

- ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
- イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
- ウ 風速30m／秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(2) 水 稻

- ア 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
- イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(3) 果 樹

- ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(4) 畜 産

- ア 家畜を少なくとも1週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。
- イ 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営ごとに非常電源を準備する。
- ウ 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

2 林産物災害予防計画

健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

〔中部森林管理局〕

国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。

第24節 二次災害の予防計画

〔総務課・地域整備課・消防課〕

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、町は、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく。

1 構造物に係る二次災害予防対策

林道は、地形的な要因や構造上、土砂崩落や倒木の可能性があり、通常点検等により発見した場合は、対策を実施している。災害発生後において、緊急避難路や輸送道路として使用する場合には、安全を十分確認し、二次災害発生の危険性がある際には、通行禁止などの措置を講じる必要がある。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事務所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防対策については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

町は、情報収集・流木除去体制に努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害警戒区域等をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第25節 防災知識普及計画

〔総合政策課・総務課・情報推進課・保健福祉課・住民課・消防課・こども教育課〕

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。

したがって、町は、過去に起こった大規模災害からの教訓を生かし、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校等、町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

1 住民等に対する防災知識の普及活動

災害時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、家庭用防災マニュアルを配布し、広報活動がなされているが、今後も引き続き防災知識の普及啓発活動を行っていく必要がある。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(1) 一般啓発

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、広報紙、ホームページ及び防災マップ等各種資料により次の事項の啓発活動を行う。

- (ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (ウ) 防災気象情報や、避難指示等の意味や内容
- (エ) 気象警報・注意報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

- (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - (ケ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - (コ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - (カ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - (ス) 正確な情報入手の方法
 - (セ) 要配慮者に対する配慮
 - (ソ) 男女のニーズの違いに対する配慮
 - (タ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (チ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (ツ) 各地域における避難対象地域及び土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (テ) 各地域における緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
 - (ト) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - (ナ) 避難生活に関する知識
 - (ニ) 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - (ヌ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - (ネ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - (ノ) マイ・タイムラインの作成方法
- イ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。その際、次の避難に関する情報の意味について、理解の促進に努める。
- (ア) 安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと。
 - (イ) 避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること。
 - (ウ) 警戒レベル4（避難指示）で「危険な場所から全員避難」すること。
- ウ 浸水想定区域については、次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要

な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(7) 避難の確保を図るため必要な事項

(i) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

エ 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(7) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(i) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(ii) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

オ 防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

キ 教育機関、民間団体等との連携の下、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ケ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

コ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 自主防災組織等が実施する計画

地域の危険箇所マップや要配慮者等支え合いマップの作成に自主防災組織が取り組むことは、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましい。そのようなことから、町も支援し、地域の特性に合ったマップ等の作成に取り組む。

(3) 住民が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する講演会等へ参加するとともに、家庭でも防災について話し合う機会を設け、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるよう努める。

ア 避難するときの経路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

イ 災害時の連絡方法や避難ルールの取決め

ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

オ 備蓄食料の定期的な更新

- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- キ 各種防災マップの確認
- ク 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(4) 企業等が実施する計画

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアル等の作成、防災体制の整備、防災訓練の実施など防災活動を推進するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を受入れている施設、旅館・ホテル、駅、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

- (1) 町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
- (2) 防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

〔佐久広域連合消防本部〕

防災上重要な施設等に対しては、適切な時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等について指導するなど、防災意識の普及徹底に努める。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校、高等学校及び保育園・幼稚園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

- (4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 自然災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (3) 軽井沢町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の周知、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の周知）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

町は、過去に起こった大規模災害からの教訓や調査分析結果の各種資料の収集及び公開等により、住民が災害から得られる教訓を伝承する取組を支援する。

第26節 防災訓練計画

〔総務課・消防課〕

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。

また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。町、県及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、2年に1回、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

1 防災訓練の種別及び実施時期

町は、おおむね10月ごろに防災訓練を実施する。

下記の訓練については、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

(1) 水防訓練

町内の円滑な水防活動の遂行を図るため、町は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練と併せて行う。

(3) 災害救助訓練

町は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

町は防災関係機関と連携を図り、災害時における関係機関の通信の円滑化を図るため、長野地区非常無線通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

町は警察機関等避難実施機関と連携を図り災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速及び円滑化を図るため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び社会福祉施設・病院・集会場・学校・保育園等の建造物内の要配慮者に対する人命保護を目的とした訓練を実施する。

(6) 避難所設置訓練

町は、各区と連携を図り、災害時における避難所の開設・運営の円滑化を図るため、避難所における備蓄物資の確認、避難スペースや通路等の区画整理、受付の設置等避難者の受入れ、避難者の健康管理等、避難所の設置訓練を行う。

(7) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(8) 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を必要に応じて実施する。

また、非常参集時には、通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(9) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(10) 複合災害を想定した訓練の実施

町は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

〔住 民〕

住民は、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

〔事業所等〕

事業所等においても防災訓練を実施するとともに、町が実施する各種の訓練に積極的に参加するよう呼びかける。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

(1) 町等訓練の実施機関

ア 実践的な訓練の実施

(7) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各関係機関は、救援活動等の連携強化に留

意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施する。

(ウ) 支え合いマップ等による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3 防災訓練の災害補償等

民間防火組織等の行う防火防災訓練に参加した者が、その訓練に起因する事故により障害を受けた場合、町が防火防災訓練災害補償等の的確な実施を図るため、補償等に関する支払いを相互共済することを目的とした共済制度に加入する。

第27節 災害復旧・復興への備え

〔全 課〕

町は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うため、町は、平常時から復興時の参考になるデータを保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理体制を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保に努める。
- (2) 災害廃棄物の処理方法等を示した災害廃棄物処理計画策定について、広域処理体制を行う地域単位などで研究を図っていく。

2 データの整備

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。このため、本町では、町域に関するこれらの情報・資料等については、コンピュータシステムの構築により、データの管理・保存等を行っている。

今後とも、コンピュータシステムを活用してこれらのデータを整備し、災害復興期においてその復元が可能なようにしておく。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。そのためには、県が中部森林管理局等木材関係団体と木材供給体制の整備を図ることについて、町は協力していく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効果的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第28節 自主防災組織等の育成に関する計画

〔総務課・消防課〕

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者への対応に成果が期待される。また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。町は、今後、より積極的に自主防災組織の結成及び育成を行っていく必要がある。

1 地域住民等の自主防災組織の育成

町は、防災知識の普及・啓発活動と併せて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

2 活動環境の整備及び組織の活性化

- (1) 町は、自主防災組織の活動等を支援し、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。
- (2) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。特に、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

- (3) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

3 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。
- (3) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第29節 企業防災に関する計画

〔総務課・観光経済課〕

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

- (1) 県及び町職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価や、消防団協力事業所表示制度の周知等により企業の防災力向上の促進及び防災活動への参加促進を図る。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、中小企業等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

〔企業が実施する計画〕

- (1) 社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。

- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との供給網の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (6) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第30節 ボランティア活動の環境整備

〔総務課・保健福祉課〕

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、県、他市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携して環境整備を図っていくことが必要である。

1 ボランティアの役割の周知

ボランティアは、自らの意思により、無償でさまざまな活動を行うものであり、町としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、町の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

ボランティアに期待される主な役割は、次のとおりである。

(1) 生活支援に関する業務

- ア 避難所の運営
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 要配慮者の介護補助
- オ 清掃活動
- カ その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国人のための通訳
- エ 被災者へのメンタルヘルスケア
- オ 要配慮者への介護
- カ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- キ 公共土木施設の調査等
- ク その他専門的な技術、知識が必要な業務

2 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理

解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

- (2) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。
- (3) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、町・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。
- (5) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

また、町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に町災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

- (6) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、町社会福祉協議会は次のような支援を行っていく。

ア ボランティアの事前登録制度の確立

イ 災害時のボランティアの窓口の体制整備

ウ 情報の収集・提供

エ 町との連絡調整

3 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。

- (1) 町は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社、長野県災害時支援ネットワーク等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、町は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第31節 風水害対策に関する調査研究及び観測

〔全 課〕

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

近年の高齢化等に伴う要配慮者の増加、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、町は関係機関と連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等に協力し、総合的な風水害対策の実施を図る。

1 気象観測及び警報等に必要な施設の整備

軽井沢消防署に設置している観測施設は、風速・風向・温度・湿度・雨量を計測し記録しているが、その維持整備により警報等の的確にして時宜を得た資料の提供に努めるとともに、今後も必要に応じて町内各所に観測機器を設置し観測体制の強化を図る。

2 風水害に関するデータの累積

国・県等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

〔県〕

- (1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。
- (3) 土砂災害警戒区域等の繰り返し調査を実施し、データの蓄積を行う。
- (4) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。

第32節 住民による地区内の防災活動の推進

〔総務課〕

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地方公共団体と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」が住民等から提案された場合は、地域防災計画に位置づけをし、地域の防災力向上に役立たせる。

1 計画の内容

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

(2) 実施計画

ア 町内の自治会、自主防災組織等住民から地区防災計画として位置付けるよう町に提案があり、地域の防災対策上においても町が必要であると判断した場合は、町防災会議に諮り、当該地区の防災計画を、町地域防災計画に位置付ける。

なお、提案内容については、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者に対する支援体制等自発的な防災活動に関する計画内容とし、当該地区と町が連携して防災活動を行う内容であるものとする。

イ 町は、申請地区の防災計画を町防災計画に位置付けることについて必要な場合は、県に助言を求める。

ウ 町は、支え合いマップ等が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、支え合いマップ等で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、地区防災計画と支え合いマップ等の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、それらの一体的な運用が図られるよう努める。

〔住 民〕

町内の自治会、自主防災組織等住民から地区防災計画を提案する場合は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者に対する支援体制等自発的な防災活動に関する内容とし、町と連携して防災活動の推進を図ることとする。

第2章

災害応急対策計画

第1節 非常参集職員の活動

〔全 部〕

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施する。

1 動員配備基準

注 意 配 備	配備基準	1 大雨・洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 2 時間雨量で、おおむね20mmの降雨が観測されたとき又は予想されるとき。 3 湯川の水位が杉瓜観測所で水防団待機水位（1.20m）又は氾濫注意水位（1.60m）に達したとき。		
	対応内容	・雨量情報、現地等の情報収集を主体に活動を行う。なお、状況に応じて、被害予防活動の対応を実施する。 ・夜間及び休日は、状況に応じ参集に備えて連絡のとれる体制とする。 ・雨量状況や今後の防災気象情報に応じて、第1配備に移行し得る体制とする。		
	人員基準	配備職員	担当課	主に担当する職員
			総合政策課	秘書係長
			総務課	行政総務係長・防災係長
			情報推進課	広報広聴係長
			保健福祉課	福祉係長
			住民課	住民係長・交通政策係長
			観光経済課	農林振興係長
			地域整備課	道路河川係長・道路補修係長
			上下水道課	水道施設係長・下水道施設係長
			消防署	当直者対応
			その他	・対応状況に応じて、担当課長の判断により、必要な職員を指名して対応する。指名されない職員においても状況により自宅待機とする。
	配備基準	1 大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表され、町内に災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。 2 集中豪雨等の場合で警戒基準雨量（降り始めからの累計雨量80mm）に達し、危険な状態が予想されるとき。		

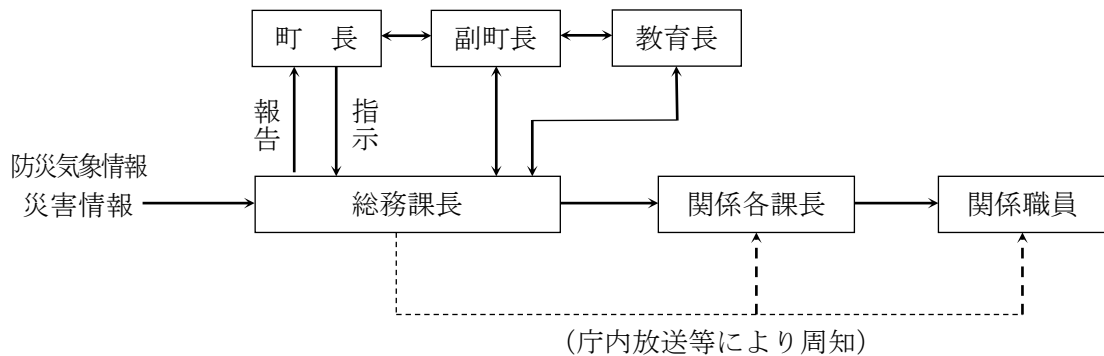
第1配備 (警戒配備)		3 時間雨量で、おおむね30mmの降雨が観測されたとき又は予想されたとき。 4 湯川の水位が杉瓜観測所で避難判断水位（1.95m）に達したとき。 5 その他、町長が必要と認めたとき。	
	配備内容	・雨量状況、被害情報等の情報収集、災害予防のための現場対応を主として活動を行う。 ・消防署員以外の配備職員は、軽井沢町役場への参集を基本とするが、気象警報・注意報等の発令内容、雨量状況により、待機に切り替える。この場合、待機であっても速やかな参集に備えて、連絡のとれる体制とする。 ・雨量状況、被害情報等の状況に応じて第2配備（非常配備）に移行し得る体制で臨むものとする。	
	人員基準	担当課	総合政策課・総務課・保健福祉課・住民課・観光経済課・地域整備課・上下水道課・消防課 消防署（当直者）
		配備職員	・上記の注意配備担当職員に加え、雨量状況、現地対応状況を考慮し、担当課長の判断により、指名された職員で対応する。 ・担当課における他の職員においては、勤務時間内は職場待機、勤務時間外は待機とし、参集・活動に備えて連絡のとれる状態とする。 ・自主避難所開設等担当課以外の職員で、応急対応上必要な職員については、所属課長等の了解を得て、参集とする。
第2配備 (非常配備)	配備基準	1 次のいずれかの状況下で町長が必要と認めたとき。 (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2) 局地的な災害が発生したとき。 (3) 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 2 集中豪雨等の場合で記録的短時間大雨情報（1時間雨量100mm以上）が発表された場合で、地域住民に避難指示を行う必要があるとき。 3 湯川の水位が杉瓜観測所で氾濫危険水位（2.35m）に達したとき。 4 その他、町長が必要と認めたとき。	
	配備内容	情報収集・連絡活動のほか、局地的な災害に対しては即座に対応できる体制とし、状況に応じて第3配備（緊急配備）に移行し得る体制とする。	
	人員基準	担当課	各課
		配備職員	1 課長、課長補佐、係長及びその他担当課長の判断による関係職員 2 町各施設職員（施設の必要に応じて各施設に参集）
	配備基準	1 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。 3 その他、町長が必要と認めたとき。	

第3 （緊急配備） 配備	配備内容	町の全機能をもって当たる体制とし、状況に応じた災害応急活動ができる体制とする。
	人員基準	1 全職員 2 町各施設職員（各施設に参集）

2 動員配備指令の伝達

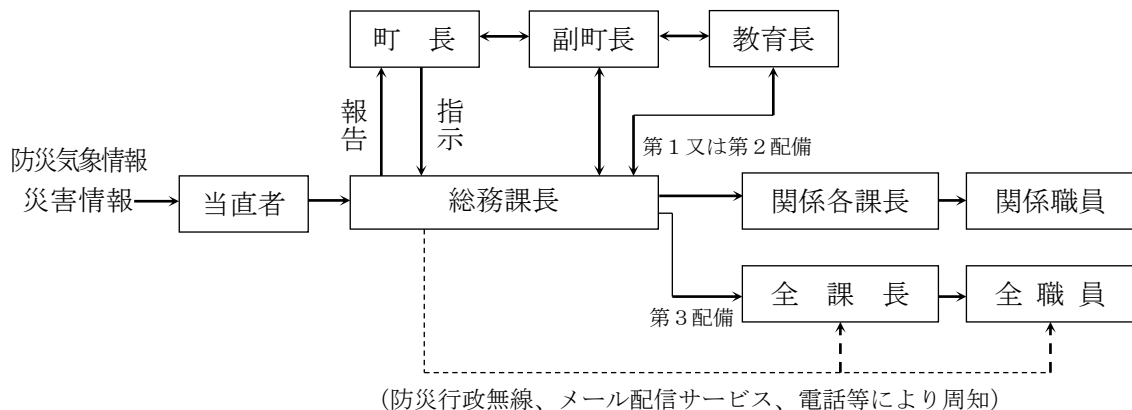
(1) 勤務時間内

- ア 総務課長は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。
- イ 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



(2) 勤務時間外

- ア 当直者は、防災気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。
- イ 当直者より報告を受けた総務課長は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は関係各課長に、第3配備の場合は全ての課長に動員配備指令を伝達する。なお、第3配備の場合には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。
- ウ 各課長は、総務課長から動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・ 応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食料 ・ 応急医薬品等
緊 急 措 置	・ 参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引継ぎ、役場庁舎に直行する。
被害状況報告	・ 幹線道路等の状況 ・ 建物の倒壊、損傷の状況 ・ 火災の発生、消火活動の状況 ・ 被災者、救助活動の状況 ・ ライフラインの状況

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準及び設置場所

町長は、次の場合には軽井沢町災害対策本部（以下「町本部」という。）を町役場庁舎内に設置する。万が一、庁舎が被災し使用不能となったときは、中央公民館2階大講堂、軽井沢消防署、スカップ軽井沢、観光振興センター等の町施設から、災害の状況に応じて適切な箇所を選択し、町本部を置く。

ア 町内全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 局地的な災害であっても甚大な被害を受けたとき。

ウ 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

(2) 災害対策本部の組織

ア 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（各課長・消防署長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 本部会議

(7) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(4) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(5) 本部員は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認めるときは、本部会議の開催を要請することができる。

(3) 本部の内部相互間の応援

- ア 本部長は、災害の状況及び応急対策活動の状況により、各部の職員を相互に応援させる。
- イ 各部長は、所管の状況により応援を必要とするときは、直ちに総務部長に応援を要請する。
- ウ 総務部長は、各部から応援を要請されたときは、直ちに本部長の指示を受け、各部の業務内容を勘案し他の部から応援職員を動員し派遣する。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、町内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- イ 避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- エ 被害数値がおおむね確定したとき。
- オ 災害応急対策から災害復旧対策への移行が判断できるとき。

(5) 県等への設置・廃止の通知公表

町災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 課	庁 内 放 送	総務部長（総務課長）
住 民	防災行政無線、メール配信サービス等	総務部長（総務課長）
県 本 部	県 防 災 無 線 、 電 話 等	総務部長（総務課長）
地 方 部	県 防 災 無 線 、 電 話 等	総務部長（総務課長）

4 現地災害対策本部の設置

災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

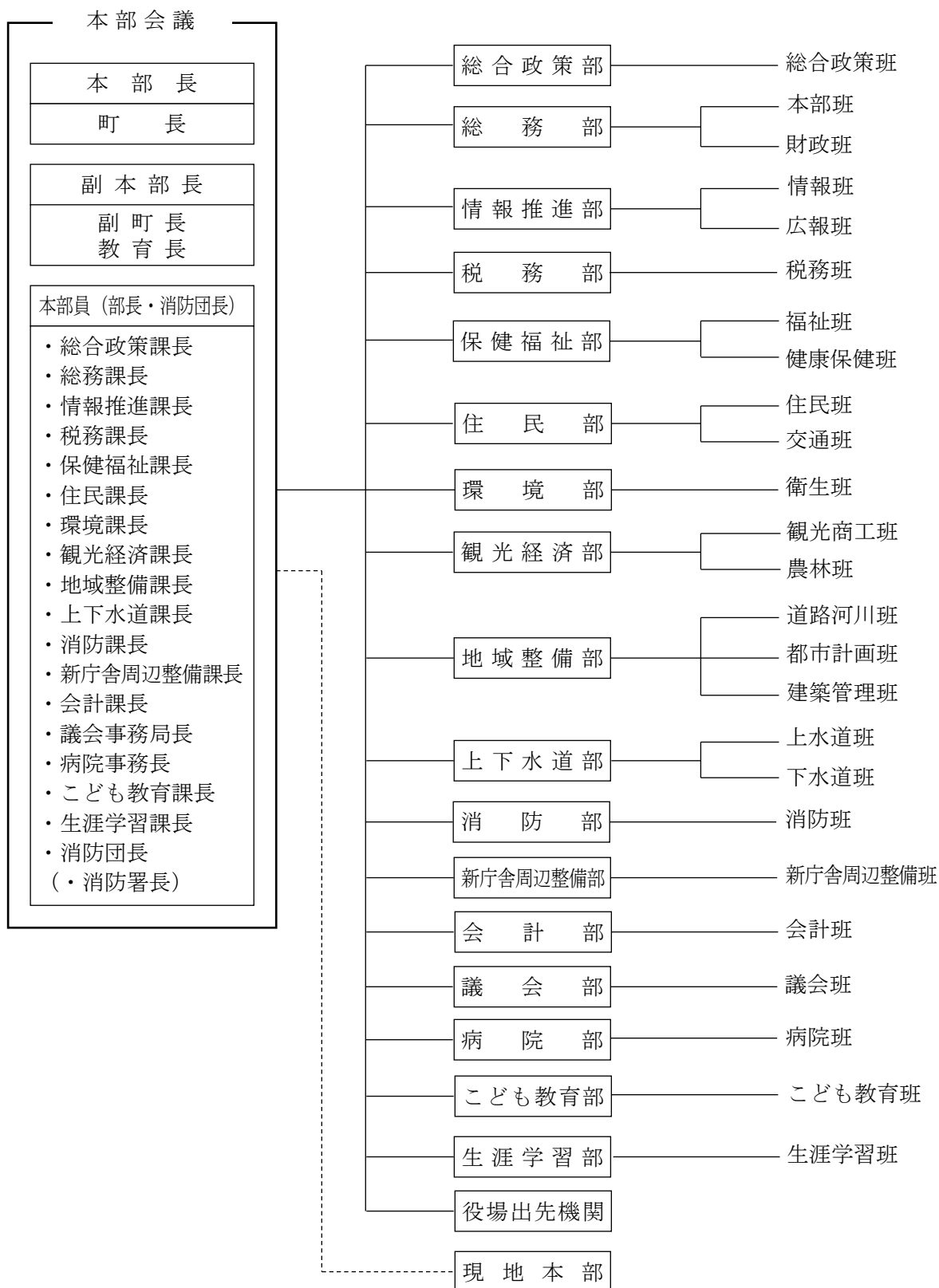
(1) 現地災害対策本部の開設

- ア 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- イ 現地災害対策本部を開設したときは、立看板等で表示する。

(2) 現地災害対策本部の責務

- ア 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- イ 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- ウ 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

災害対策本部組織図



※ 組織名は令和6年4月1日現在のものとする

災害対策本部組織の担当

部 名	部 責 任 者 (◎部長/○副部長)	班 名	班 担 当	
			課 名	係 名
総合政策部	◎総合政策課長	総合政策班	総合政策課	企画調整係 まちづくり推進室 秘書係 共生社会推進係
総 務 部	◎総務課長	本部班	総務課	行政総務係 人材育成係 給与係 防災係
		財政班	総務課	財政係 契約管理係
情報推進部	◎情報推進課長	情報班	情報推進課	情報システム係
		広報班	情報推進課	広報広聴係 D X推進係
税 務 部	◎税務課長	税務班	税務課	町民税係 資産税係 収税係
保健福祉部	◎保健福祉課長 ○社会福祉協議会事務局長	福祉班	保健福祉課	福祉係 高齢者係 地域包括支援係
			社会福祉協議会	(総務係・地域福祉係)
		健康保健班	保健福祉課	健康推進係
住 民 部	◎住民課長	住民班	住民課	戸籍係 住民係 保険年金係
		交通班	住民課	交通政策係
環 境 部	◎環境課長	衛生班	環境課	環境政策係 自然保護対策係 衛生係 野生鳥獣対策係
観光経済部	◎観光経済課長	観光商工班	観光経済課	観光商工係 スポーツ推進係
		農林班	観光経済課	農林振興係 農業委員会
地域整備部	◎地域整備課長 ○振興公社事務局長	道路河川班	地域整備課	道路河川係 道路補修係
		都市計画班	地域整備課	都市計画係
			振興公社	
		建築管理班	地域整備課	計画設計係
上下水道部	◎上下水道課長	上水道班	上下水道課	水道業務係 水道施設係
		下水道班	上下水道課	下水道業務係 下水道施設係
消 防 部	◎消防課長	消防班	消防課	消防係
新庁舎周辺整備部	◎新庁舎周辺整備課長	新庁舎周辺整備班	新庁舎周辺整備課	新庁舎周辺整備室
会 計 部	◎会計課長	会計班	会計課	会計係 検査係
議 会 部	◎議会事務局長	議会班	議会事務局	
病 院 部	◎病院事務長	病院班	軽井沢病院	
こども教育部	◎こども教育課長	こども教育班	こども教育課	学校教育係 児童係 子育て支援係 軽井沢高校・教育魅力化推進係 保育園ほか所管施設
			小学校	
			中学校	
生涯学習部	◎生涯学習課長	生涯学習班	生涯学習課	社会教育係 文化振興係 中央公民館ほか所管施設
現 地 本 部	◎ (本部長が指名する者)	現地庶務班	(本部長が指名する者)	

災害対策本部事務分掌

部	班	事 務 分 掌
総合政策部	総合政策班	・ 救援に必要な車両の調達に関すること。 ・ 災害応急対策の従事者に対する食糧の調達に関すること。 ・ 災害地の視察に関すること。 ・ 本部長の秘書に関すること。 ・ 避難外国人等への情報提供及び相談に関すること。 ・ 本部長の命ずる他部への応援に関すること。
総務部	本部班	・ 本部の設置及び廃止並びに県への通知に関すること。 ・ 本部会議の招集及び運営記録に関すること。 ・ 自衛隊への連絡及び応援要請に関すること。 ・ 被害状況の県及び関係機関への報告並びに連絡調整及び応援要請に関すること。 ・ 職員の動員及び派遣並びに応援に関すること。 ・ 罹災証明書の申請受付に関すること。 ・ 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 ・ 災害救助法に基づく救助の連絡調整に関すること。 ・ 区長会との連絡調整に関すること。 ・ 部内及び他の部との連絡調整に関すること。 ・ 災害応急機器等（備蓄倉庫）の貸し出しに関すること。 ・ 各報道機関との連絡調整及び対応に関すること。 ・ 電話の応対及び交換に関すること。 ・ 防災ファックス等で受信した防災気象情報等の、整理及び関係部への配布及び送信に関すること。 ・ その他各部に属さないこと。
	財政班	・ 災害対策に係る予算に関すること。 ・ 災害資金計画に関すること。 ・ 応急対策に必要な物品の調達に関すること。 ・ 公用車の総括に関すること。 ・ 町財産の被害調査及び共済金請求に関すること。 ・ 応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関すること。
情報推進部	情報班	・ 各部の応急対策実施状況の把握に関すること。 ・ 情報資産の保全に関すること。 ・ 軽井沢エフエム放送(株)との連絡調整及び気象、災害、避難情報等の情報提供に関すること。 ・ 本部長の命ずる他部への応援に関すること。

	広報班	・ 防災無線による放送（防災気象情報、交通規制情報、避難情報等）及び災害広報に関すること。 ・ 災害情報紙の作成及び配布に関すること。
税務部	税務班	・ 災害情報及び被害情報の記録とりまとめに関すること。 ・ 人的被害、建物被害の情報収集及び現地調査に関すること。 ・ 罹災証明書の発行に関すること。 ・ 被災者の町税減免に関すること。 ・ 被災者の国民健康保険税の減免に関すること。 ・ 本部長の命ずる他部への応援協力に関すること。
保健福祉部	福祉班	・ 災害義援物品の受け入れ保管及び義援金品の配分に関すること。 ・ 高齢者等の要配慮者の安全確保及び生活援助に関すること。 ・ 被災者の介護保険料の減免に関すること。 ・ ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。 ・ 炊き出しに関すること。 ・ 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ・ 福祉関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 部内の連絡調整に関すること。
	健康保健班	・ 避難者等の健康管理に関すること。 ・ 避難者への備蓄食糧、日用品、衣料品等の配給に関すること。 ・ 主食の調達、配給に関すること。 ・ 仮設浴場の設置に関すること。
住民部	住民班	・ 災害救助法に基づく避難者等受入施設の供与並びに炊き出し等の食品の供与及び被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ・ 見舞金、弔慰金及び災害援助金等の支給及び貸付に関すること。 ・ 避難所の設置及び運営に関すること。 ・ 避難外国人等への情報提供及び相談に関すること。 ・ 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 被災者の後期高齢者医療保険料の減免に関すること。 ・ 医療費の一部負担金の減免に関すること。 ・ 災害相談に関すること。 ・ 埋火葬の受付に関すること。 ・ 部内の連絡調整に関すること。

	交通班	・ 交通規制情報及び道路規制情報等の収集に関する こと。 ・ 交通関係機関との連絡調整に関すること。
環境部	衛生班	・ 防疫、衛生、ゴミ等の緊急対策に関すること。 ・ 衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 災害廃棄物の一時保管場所の確保及び処理に関する こと。 ・ し尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。
観光経済部	観光商工班	・ 観光及び避暑客の避難並びに安全対策に関すること。 ・ 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 旅館組合、ペンション協会等の関係機関との連絡 調整に関すること。 ・ 企業者に対する応急対策に必要な物資のあっせん 及び救援対策に関すること。 ・ 商工会との協力による物資の安定供給及び連絡調 整に関すること。 ・ 部内の連絡調整に関すること。
	農林班	・ 農作物及び農地並びに農業施設の被害調査及び応 急対策に関すること。 ・ 「軽井沢発地市庭」の被害調査及び応急対策に関 すること。 ・ 農業委員、佐久浅間農業協同組合等の関係機関と の連絡及び協力要請に関すること。 ・ 林野関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 応急対策に必要な木材の調達に関すること。
地域整備部	道路河川班	・ 道路、河川、水路、ため池、橋梁等の被害調査及 び応急対策に関すること。 ・ 災害応急資機材の調達及び借りに関すること。 ・ 町内指名参加業者との連絡及び協力要請に関する こと。
	都市計画班	・ 都市施設、公園等の被害調査及び応急対策に関す ること。 ・ 都市施設、公園施設の避難所開設の協力に関する こと。
	建築管理班	・ 応急仮設住宅の建設計画及び維持管理に関するこ と。 ・ 仮設住宅の入退居に関すること。 ・ 被災宅地建物の危険度判定調査に関すること。 ・ 部内の連絡調整に関すること。

上下水道部	上水道班	・飲料水の給水及び断水情報に関すること。 ・水道施設復旧に伴う応急資機材の調達に関すること。 ・水道施設復旧に伴う災害対策に係る予算に関すること。 ・水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・一般社団法人軽井沢水道協会との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・部内の連絡調整に関すること。
	下水道班	・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・下水道施設復旧に伴う災害応急資機材の調達に関すること。 ・農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・軽井沢町公共下水道排水設備指定工事店との連絡調整及び協力要請に関すること。
消防部	消防班	・火災防ぎょ及び救急救助に関すること。 ・消防団の出動要請及び連絡調整に関すること。 ・被災者の捜索及び受入活動に関すること。 ・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・佐久広域連合消防本部及び関係機関との連絡調整並びに応援要請に関すること。
新庁舎周辺整備部	新庁舎周辺整備班	・本部長の命ずる他部への応援に関すること。
会計部	会計班	・災害義援金の受付及びとりまとめに関すること。 ・災害関係費用の支払及び決算に関すること。 ・本部長の命ずる他部への応援に関すること。
議会部	議会班	・議会議員との連絡及びその他渉外連絡に関すること。 ・本部長の命ずる応急対策に関すること。
病院部	病院班	・被災者、避難者等の医療及び助産に関すること。 ・医療救護班の編制及び往診に関すること。 ・医療品、治療材料等の調達に関すること。 ・小諸北佐久医師会等との医療救護の応援要請及び連絡調整に関すること。 ・入院患者の避難及び移送医療機関の確保並びに関係機関との応援要請に関すること。 ・院内の災害対策に係る予算に関すること。 ・応急救護所の設置及び管理に関すること。

こども教育部	こども教育班	・ 学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 児童生徒の避難等に対する各学校との連絡調整に関すること。 ・ 被災児童生徒に対する教科書及び学用品の支給に関すること。 ・ 被災児童生徒に対する救護及び応急教育に関すること。 ・ 学校施設の避難所開設の協力に関すること。 ・ 保育園、児童館及び児童施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 ・ 園児等の避難対策及び安全対策に関すること。
生涯学習部	生涯学習班	・ 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 社会教育施設の避難所開設の協力に関すること。 ・ 本部長の命ずる他部への応援に関すること。
役場各出先機関		・ 出先機関の長は、必要に応じて各施設で対策を講じるものとする。 ・ 本部長の命ずる応急対策に関すること。
現地本部	現地庶務班	・ その都度本部長が定めること。

(注) 各班が災害対策を実施する場合、他の班と関連する場合は、それぞれ協議して実施するものとする。

第2節 災害直前活動

〔全 部〕

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、その被害を軽減するためには、町は、気象警報・注意報等や異常な現象の発生状況を住民に伝達するとともに、避難指示など発表時における迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動を実施する。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要となる。

1 気象警報・注意報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

種 類	発 表 基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

(1) 特別警報発表時の対応（下記内容以外は、(2)と同じ）

町は、県及び気象庁等関係機関から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置を行う。なお、周知に当たっては、防災行政無線、メール配信サービス、広報車、ホームページ及び緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を活用して、迅速に行うよう努める。

ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

(7) 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の a 又は b を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

a 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子がおおむね30個以上まとまって出現。

b 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

(4) 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1 km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(令和5年11月1日現在、軽井沢町での雪に関する50年に一度の積雪深は76cm)

(2) 特別警報以外の気象警報・注意報等発表時の対応

ア 町は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

イ 町において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

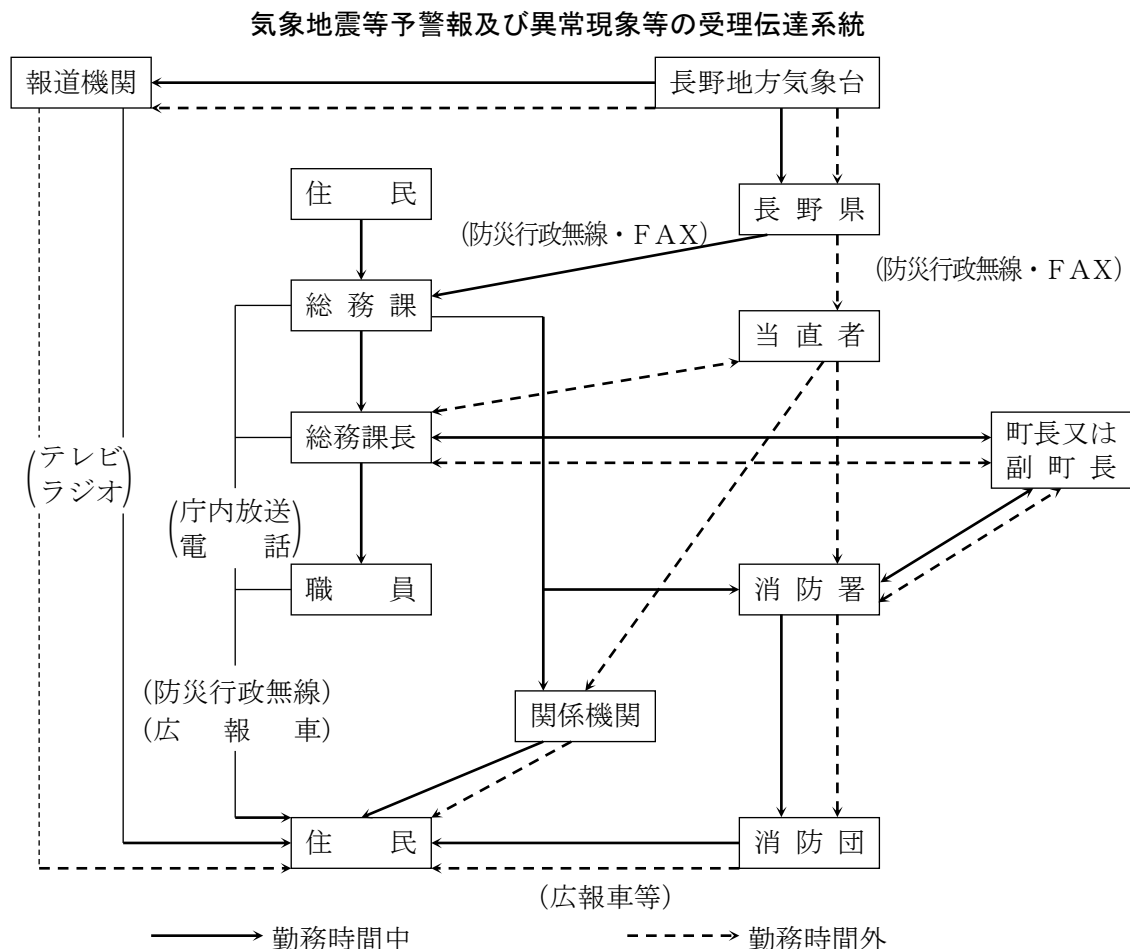
2 異常現象発見時の通報

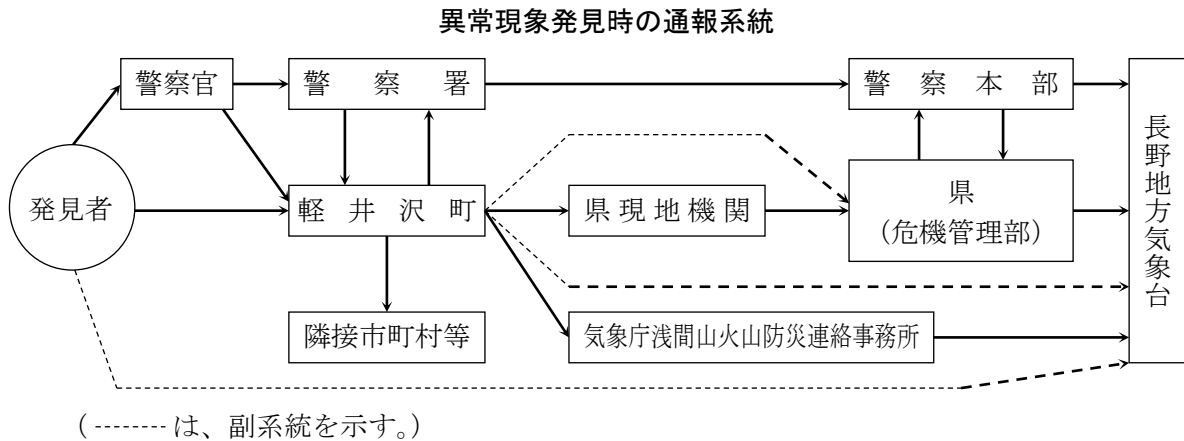
(1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により町又は警察署(交番・駐在所含む。)に、速やかにその情報を通報する。

(2) 通報を受けた町又は警察署(交番・駐在所含む。)は、下記の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

その際町は、佐久地域振興局あるいは佐久建設事務所、佐久保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。

(3) その他の関係機関は、それぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。





3 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

4 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予報されている場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすい情報伝達に努める。また、避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの避難支援内容に沿った対応に努める。

当日及び前日までの降水量等の気象状況から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

- (2) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- (4) 町は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民に対し

て周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

- (5) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、メール配信サービス、電話応答サービス、電話・ＦＡＸ配信サービス、広報車、緊急速報メール機能、ホームページ、ＳＮＳ等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対し迅速かつ的確な伝達に努める。
- (6) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、要配慮者に対して優先的に行い、さらには、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (7) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。
- (8) 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (9) 住民の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、避難するための施設を開放し、住民に対し周知徹底を図る。
- (10) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (11) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (12) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

5 災害の未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門及びポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

(3) 道 路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙 1

気象警報・注意報発表基準一覧表

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

(令和 6 年 5 月 23 日 現在)
(発表官署 長野地方気象台)

軽井沢町	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		佐久地域	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	121
	洪水		流域雨量指数基準	湯川流域＝12.9、茂沢川流域＝6、発地川流域＝6.5、泥川流域＝12.6、濁川流域＝4.7
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	17m/ s
	暴風雪		平均風速	17m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	4
			土壌雨量指数基準	91
	洪水		流域雨量指数基準	湯川流域＝10.3、茂沢川流域＝4.8、発地川流域＝5.2、泥川流域＝10、濁川流域＝3.8
			複合基準※1	発地川流域＝（5、4.1）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	13m/ s
	風雪		平均風速	13m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100m

乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※2	
なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温－14℃以下（高冷地で－21℃以下）	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

〈参考〉

表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけたまっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
土壌雨量指数	降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけたまっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
流域雨量指数	河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

2 水防法に基づくもの

(町内の水位周知河川)

河川名	区 域		対象水位観測所(水位＝m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位		
湯川	軽井沢町大 字長倉	御代田町 (湯川ダム)	杉瓜	軽井沢 町発地	1.95	2.35	軽井沢町、 御代田町	佐久 建設事務所長

(1) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(2) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が知事に対して通報し、長野県を通じて町や佐久広域連合消防本部に伝達される。

発表基準は、長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法第22条の規定により、町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、町長が火災警報を発令する。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

	・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示（警戒レベル4）の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合及び実況で土砂災害発生危険基準線を超えた場合。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

区 分	発 表 基 準
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	1時間雨量100mm以上

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ

る情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（軽井沢町は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(5) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「低気圧」「雷」「降ひょう」「少雨」「長雨」「強い冬型の気圧配置」「黄砂」など、現象の種類によって様々な種類があり、「大雨と暴風」や「雷と降ひょう」のように組み合わせて発表されることもある。気象情報を発表する地域は、全国を対象とする「全般気象情報」、地方予報区を対象とする「地方気象情報」（関東甲信地方気象情報）、都道府県を対象とする「府県気象情報」（長野県気象情報）がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、長野県 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

5 気象警報・注意報等の発表及び解除

気象警報・注意報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたと

きには、自動的に切り替えられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から１時間である。

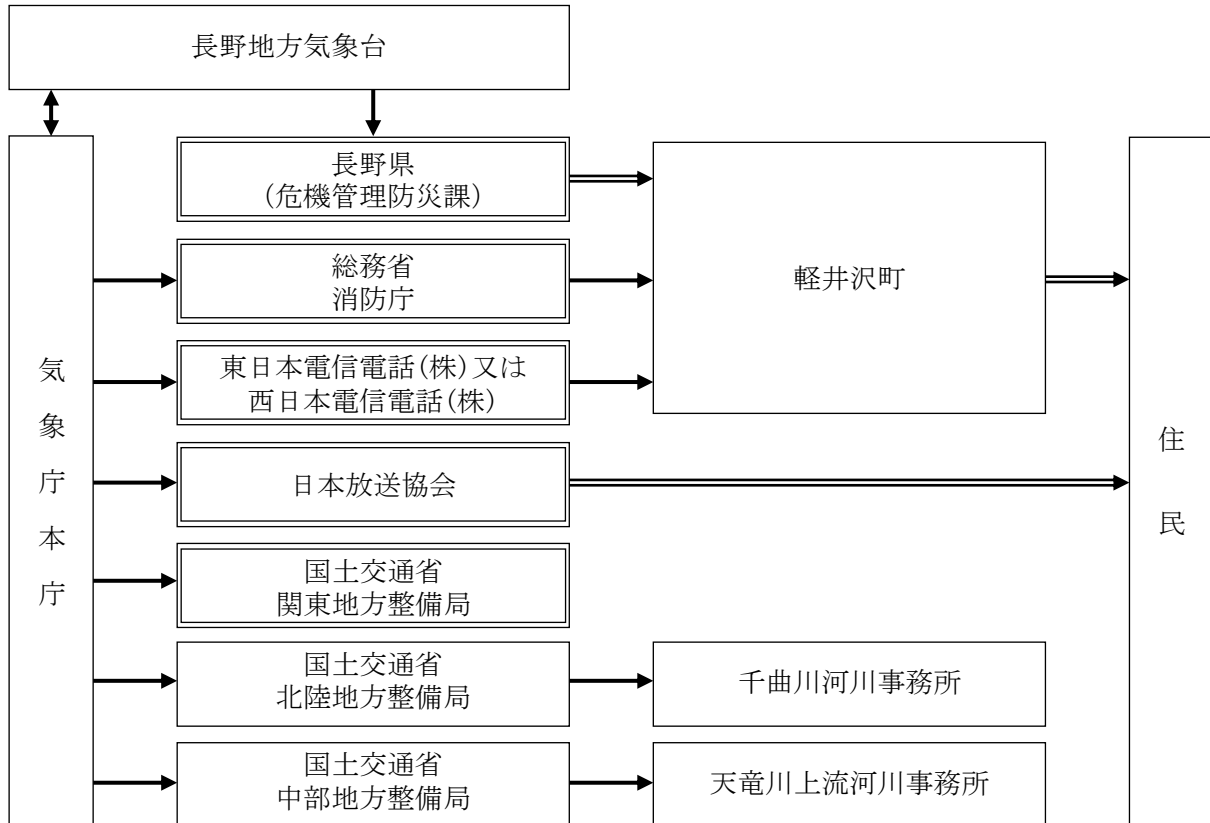
警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	町長	軽井沢町
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

別紙2

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

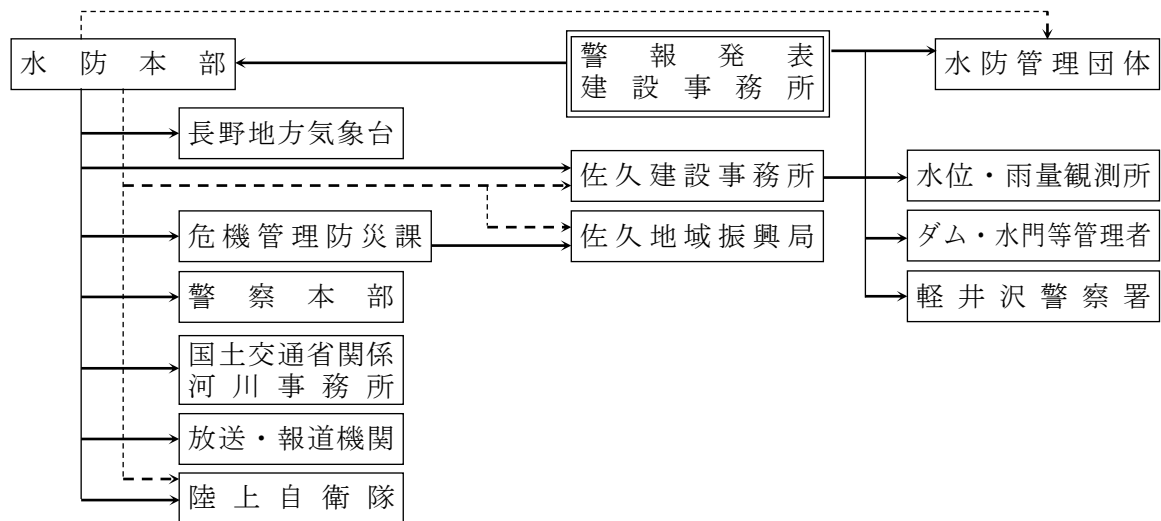
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 警報・注意報の対象地域の区分

一次細分 区 域 名	市町村等を まとめた地域	対 象 地 域
北 部	中 野 飯 山 地 域	飯山市、中野市、下高井郡及び下水内郡
	長 野 地 域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大 北 地 域	大町市及び北安曇郡
中 部	上 田 地 域	上田市、東御市、小県郡
	佐 久 地 域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松 本 地 域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曽地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）、
	諏 訪 地 域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上 伊 那 地 域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木 曽 地 域	塩尻市（奈良井、木曽平沢及び贅川に限る。）及び木曽郡
	下 伊 那 地 域	飯田市及び下伊那郡

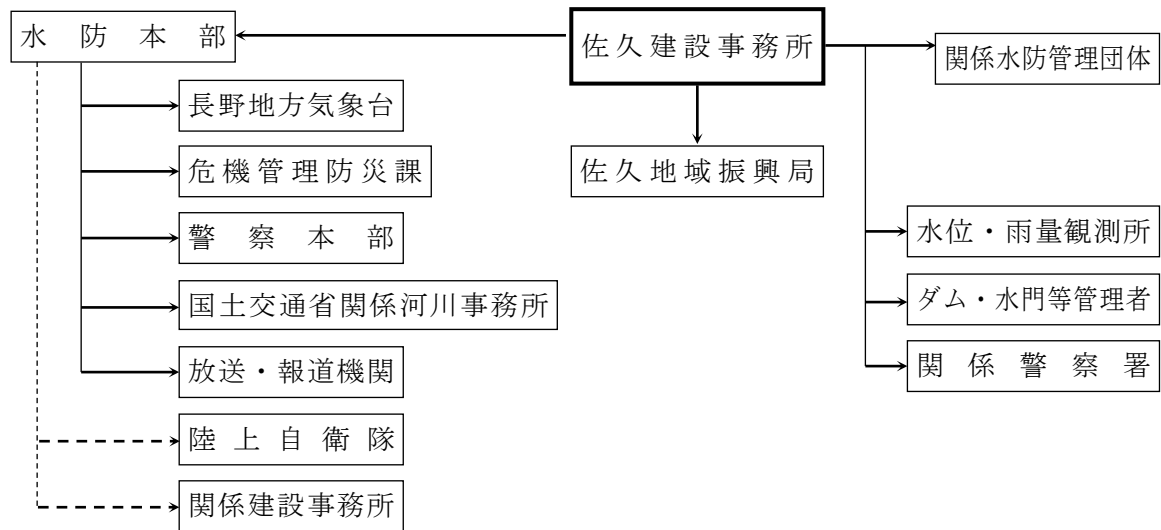
2 水防警報等

(1) 水防警報（知事が行うもの）



(注) ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

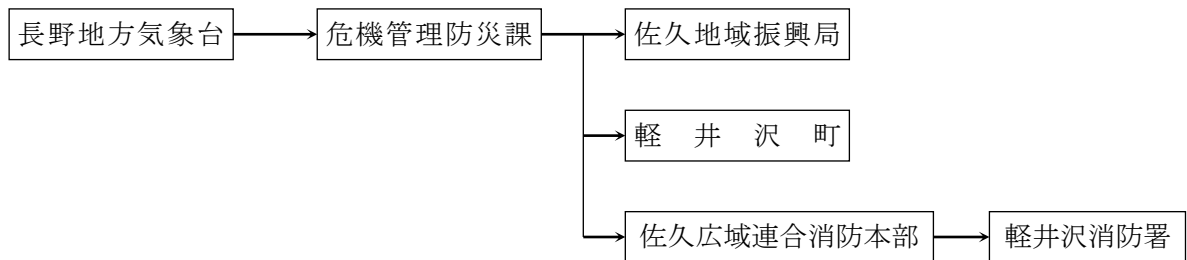
(2) 水位情報の通知（知事が行うもの）



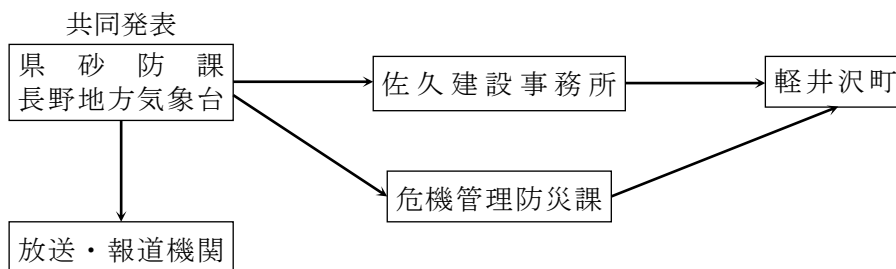
(注) ----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第3節 災害情報の収集・連絡活動

〔全 部〕

災害が発生した場合、町及び防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関に報告する。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、あらかじめ別に定める各区被害報告責任者及び調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。なお、調査に当たっては、関係各課は、相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかに県現地機関、他市町村等の応援を求めるなどして情報を収集し、被害の詳細を迅速に県に報告するよう努める。

(3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 ・ 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。

住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田 畑 流 失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田 畑 埋 没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠 水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の集約等

町の災害状況を正しく把握し、的確な災害応急対策を実施する上で、地図による情報の視覚化及び分析は極めて有効である。

このため、総務課はコンピュータシステムを活用し、各課等が調査・収集した災害情報・被害状況を地図上に集約する。町長等（本部設置時には本部長及び本部会議等）は、このデータを基に災害応急対策に関する協議、方針の決定及び職員への指示等を行うものとする。

(2) 被害報告等

ア 町は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式

により、県現地機関等に報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、
 覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は
 佐久地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

(7) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直
 接消防庁に報告する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡可能とな
 った時点で直ちに通常ルートに戻す。

(4) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火
 災、災害等を覚知した場合、町及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防
 庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合について
 は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。

連 絡 先

○長野県危機管理部

回線別		区 分	平日、休日、夜間 ※危機管理部内
N T T回線	電 話		026-235-7182
	F A X		026-233-4332
長野県防災行政無線（衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電 話		88-1-231-(5204) カッコ内5200～5213も可
	F A X		88-1-231-8741

○消防庁

回線別		区 分	平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		048-500-7527	048-500-7782
	F A X		048-500-7537	048-500-7789

(7) (7)又は(4)に定める災害になるおそれのある災害

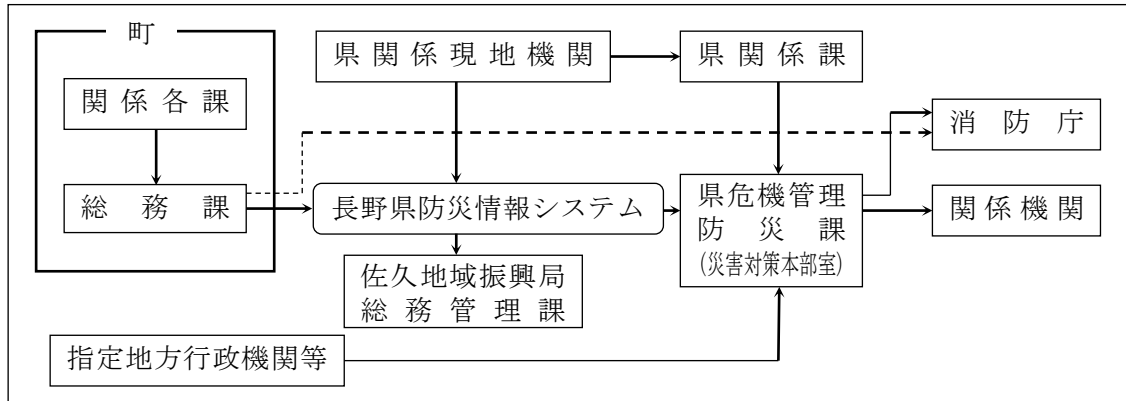
(3) 水防情報

県水防本部、建設事務所、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報
 する。

◎軽井沢町の災害情報連絡系統

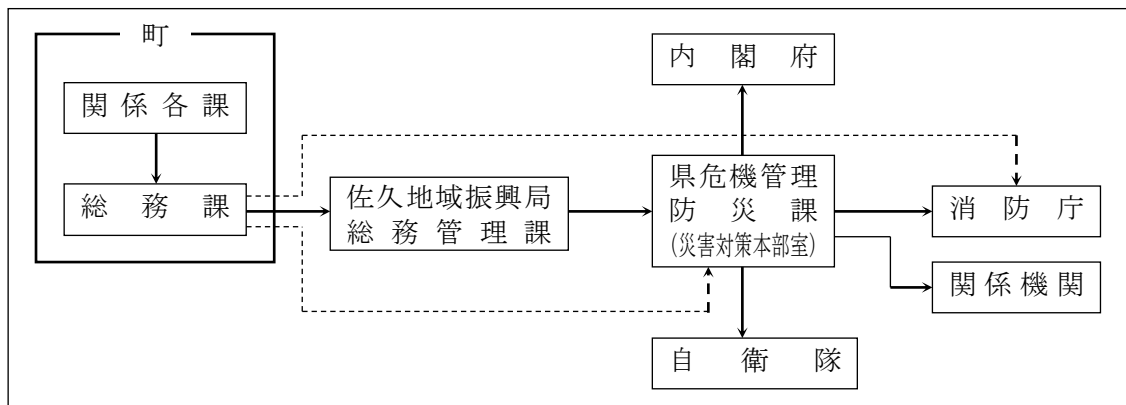
(1) 概況速報（長野県防災情報システム クロノロジーを使用）

町は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



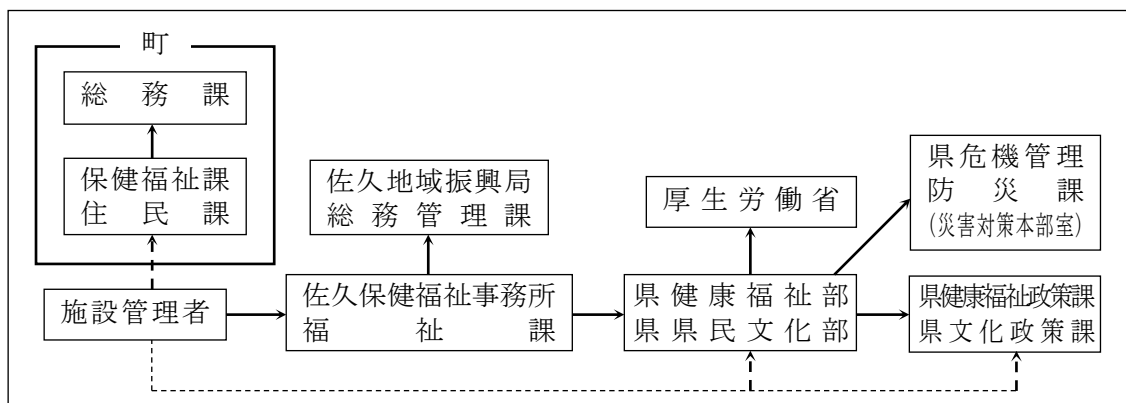
(2) 人的及び住家の被害状況報告

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告

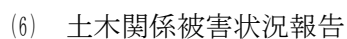
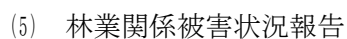


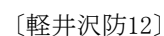
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するとともに、県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告

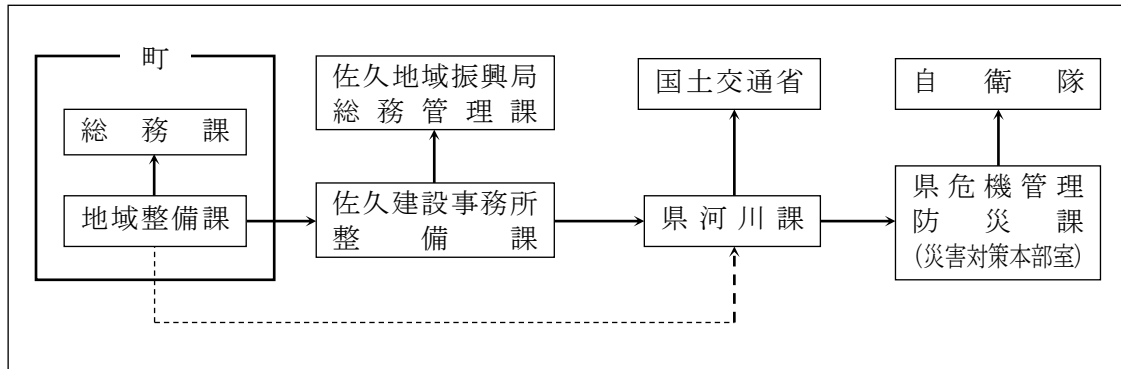


ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

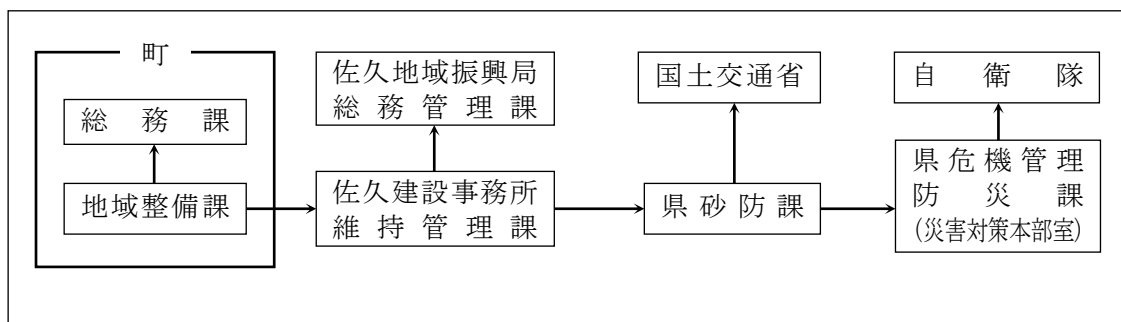




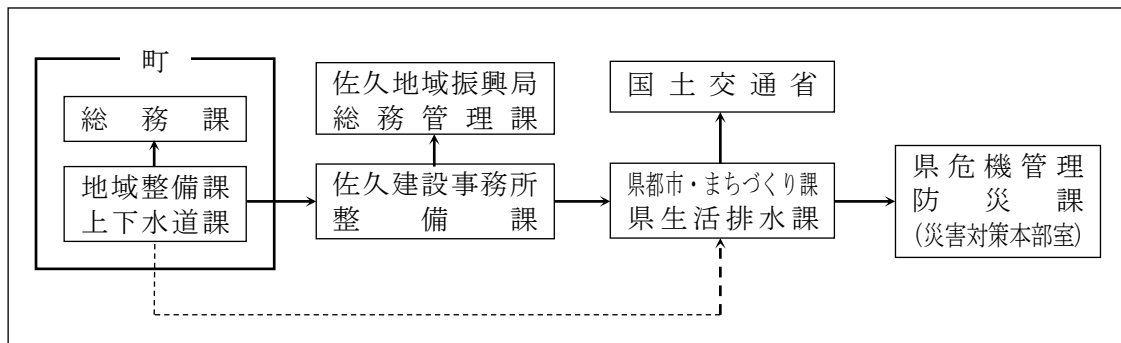
イ 公共土木施設被害状況報告等



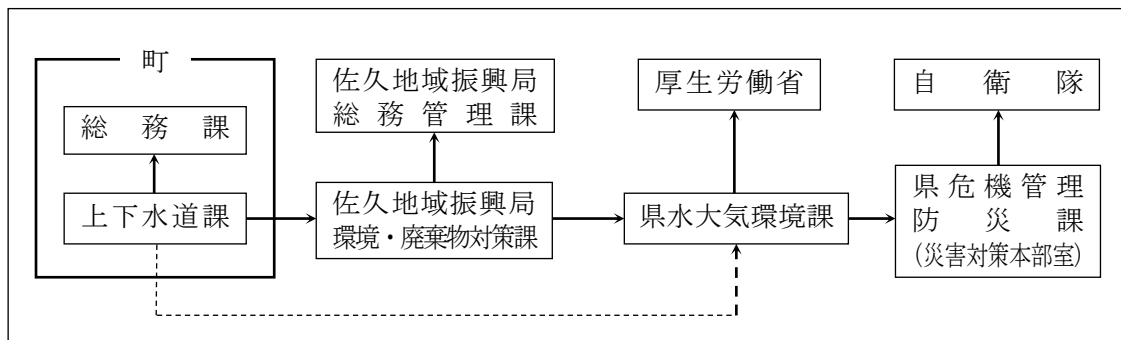
ウ 土砂災害等による被害報告（地図若しくはGIS又は様式により報告）



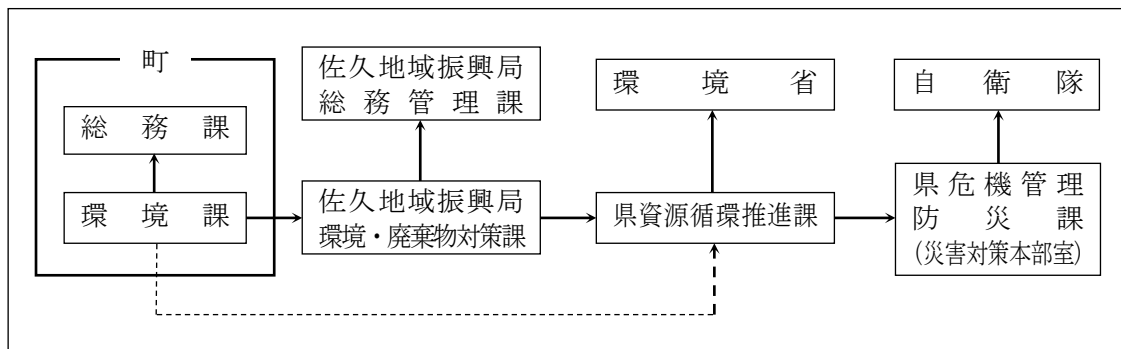
(7) 都市施設被害状況報告



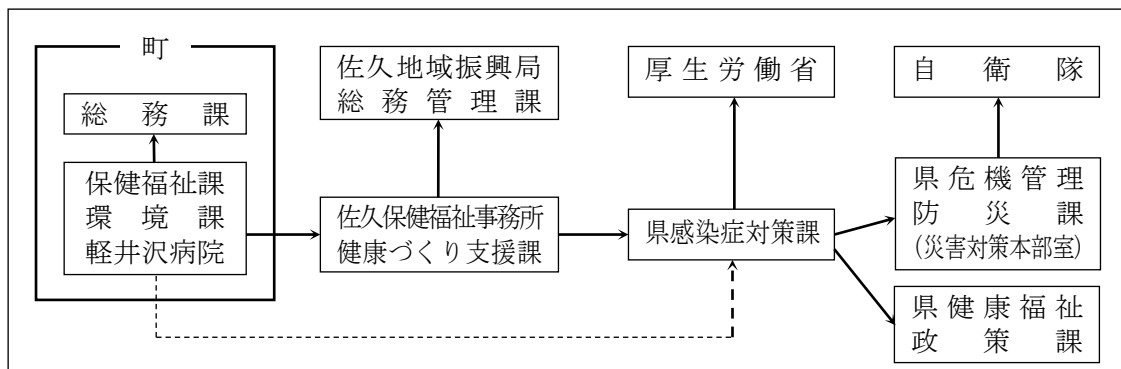
(8) 水道施設被害状況報告



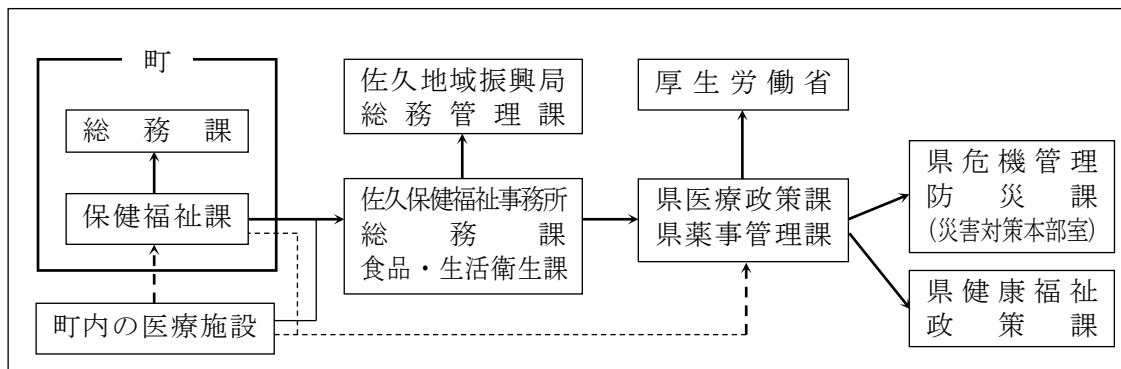
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告



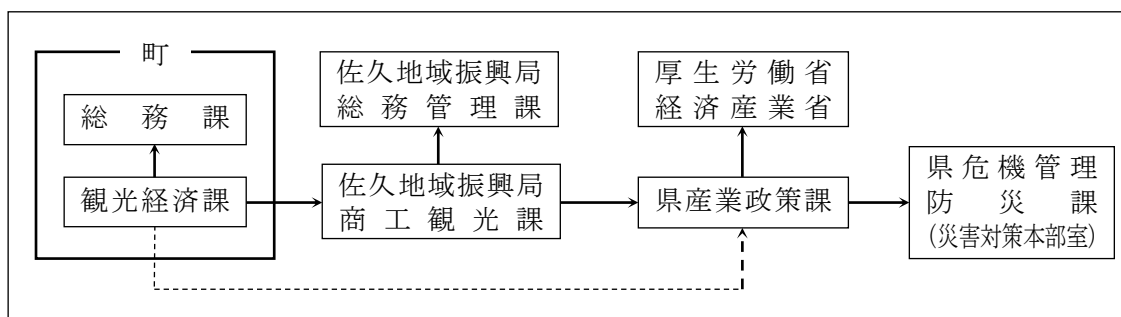
(10) 感染症関係報告



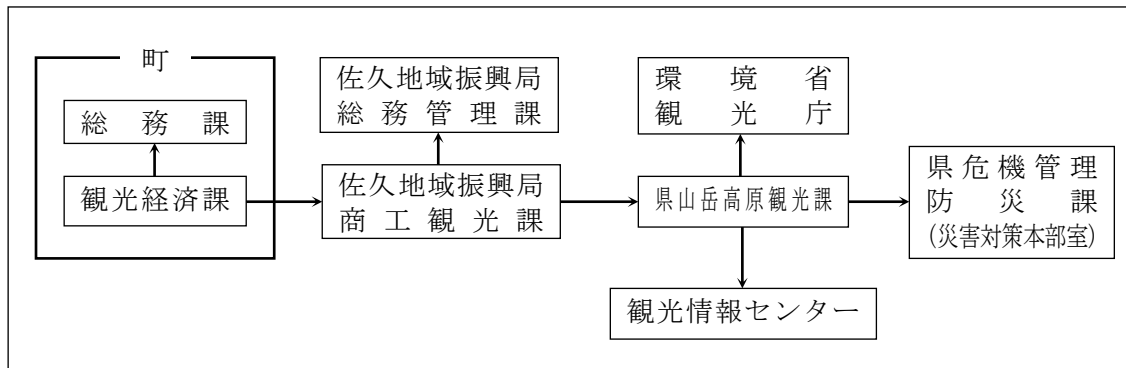
(11) 医療施設関係被害状況報告



(12) 商工関係被害状況報告

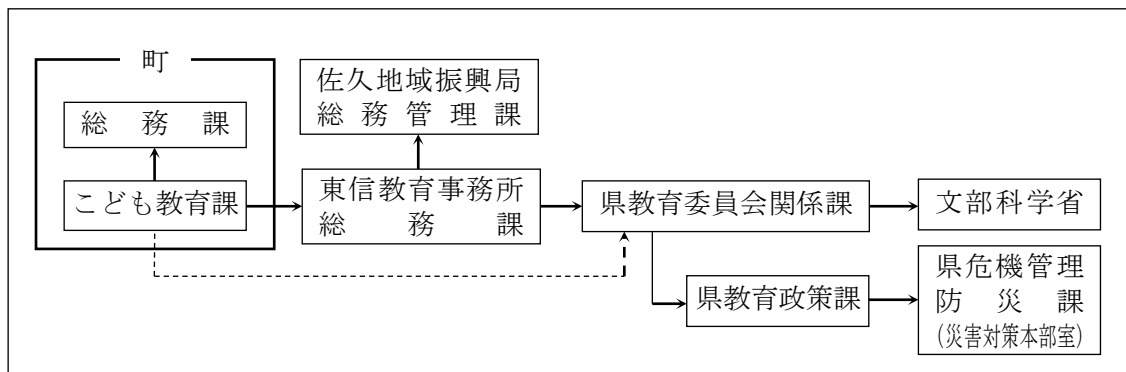


(13) 観光施設被害状況報告

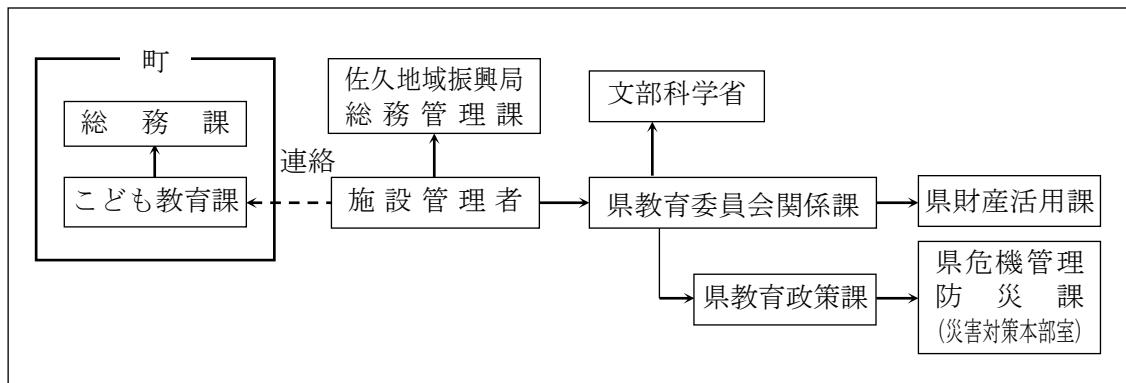


(14) 教育関係被害状況報告

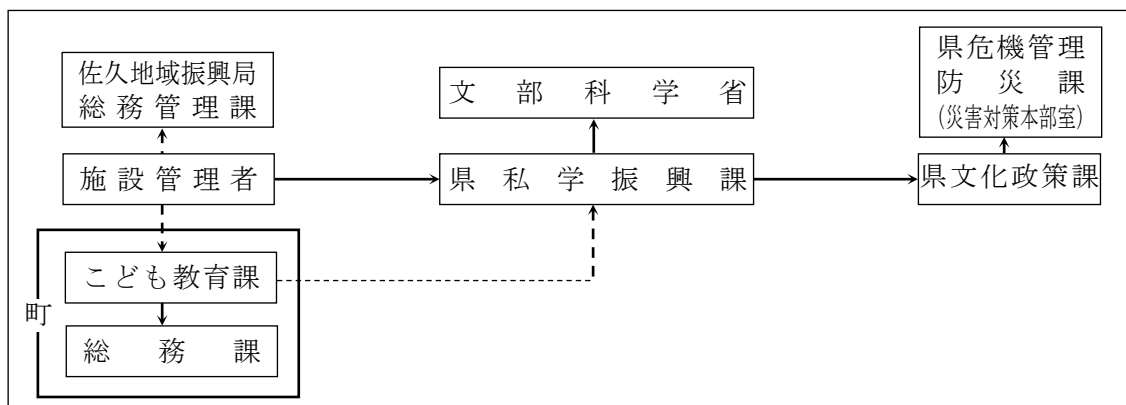
ア 町施設



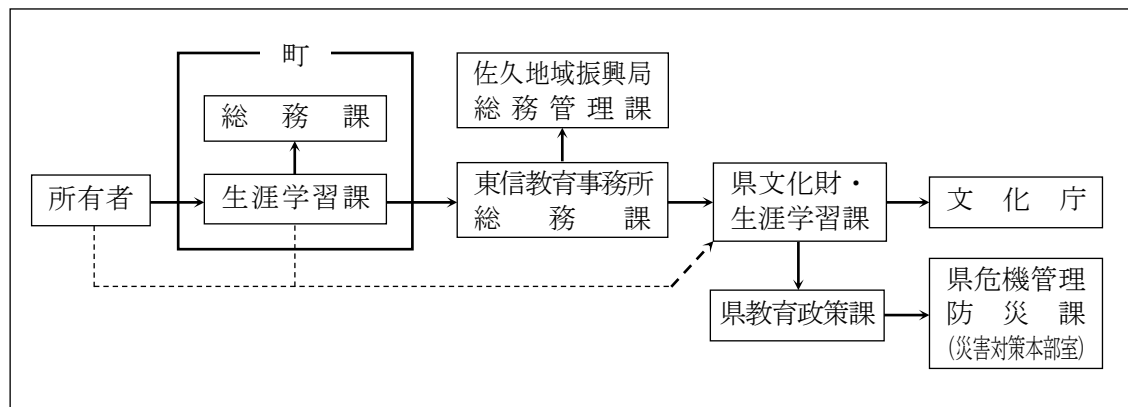
イ 県施設



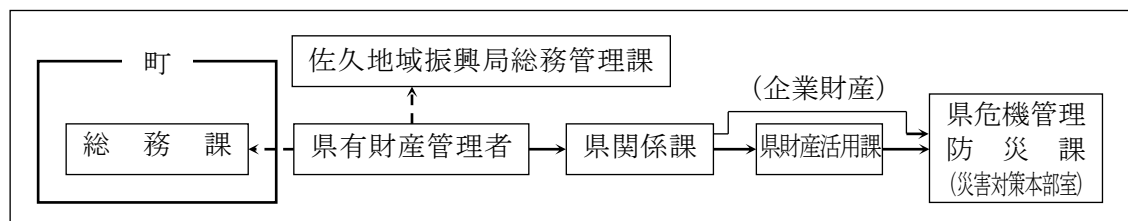
ウ 私立施設



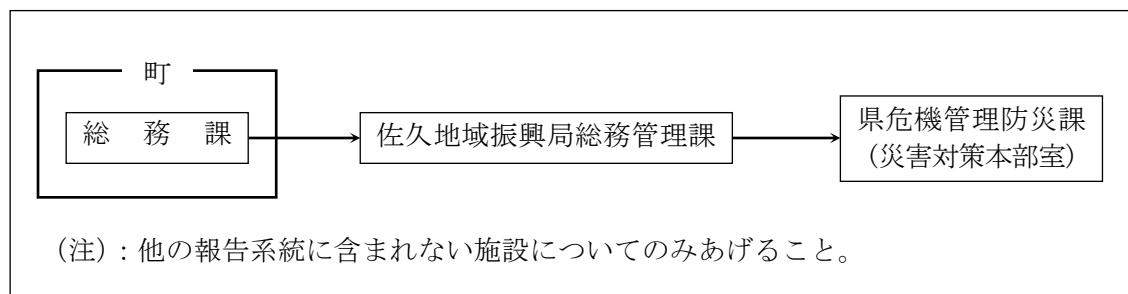
エ 文化財



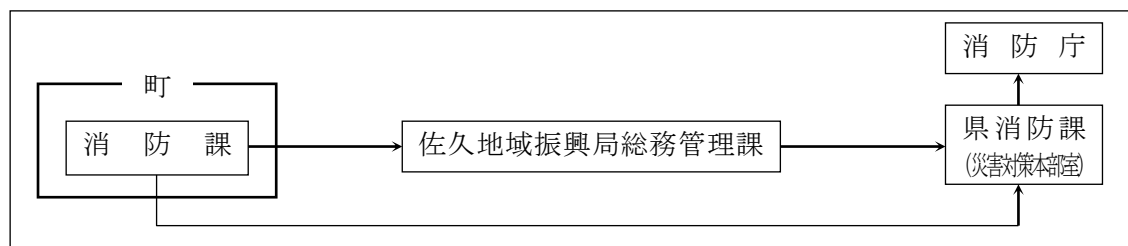
(15) 県有財産（企業財産を含む。）



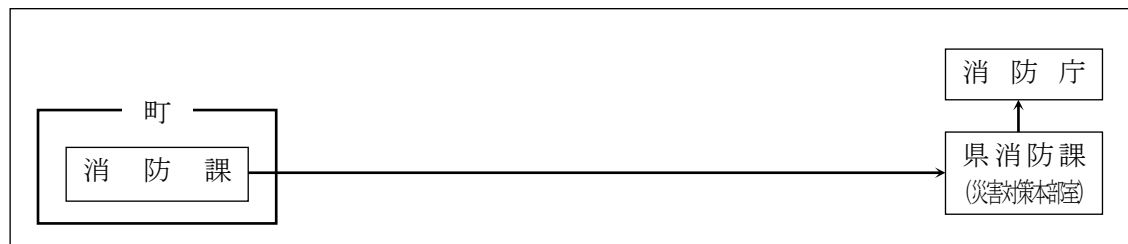
(16) 町有財産



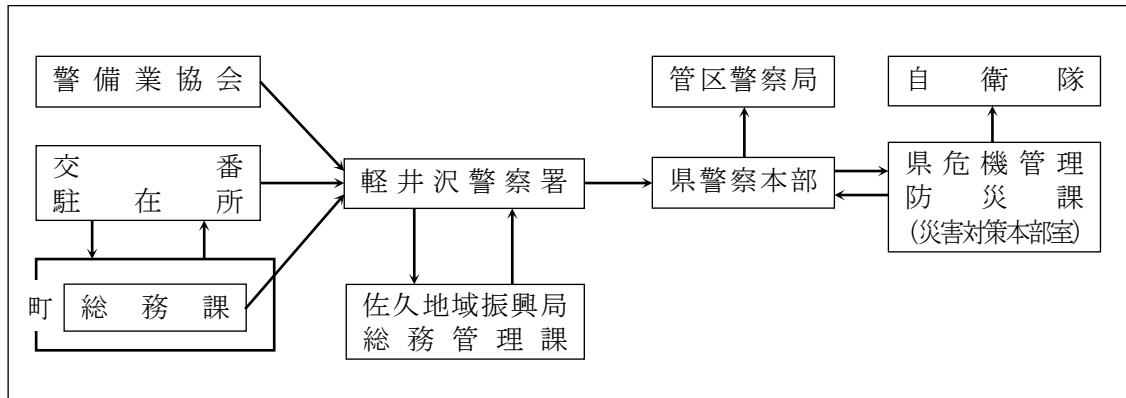
(17) 火災即報



(18) 火災等即報（危険物に係る事故）



(19) 警察調査被害状況報告



(20) 水防情報

雨量・水位の通報

